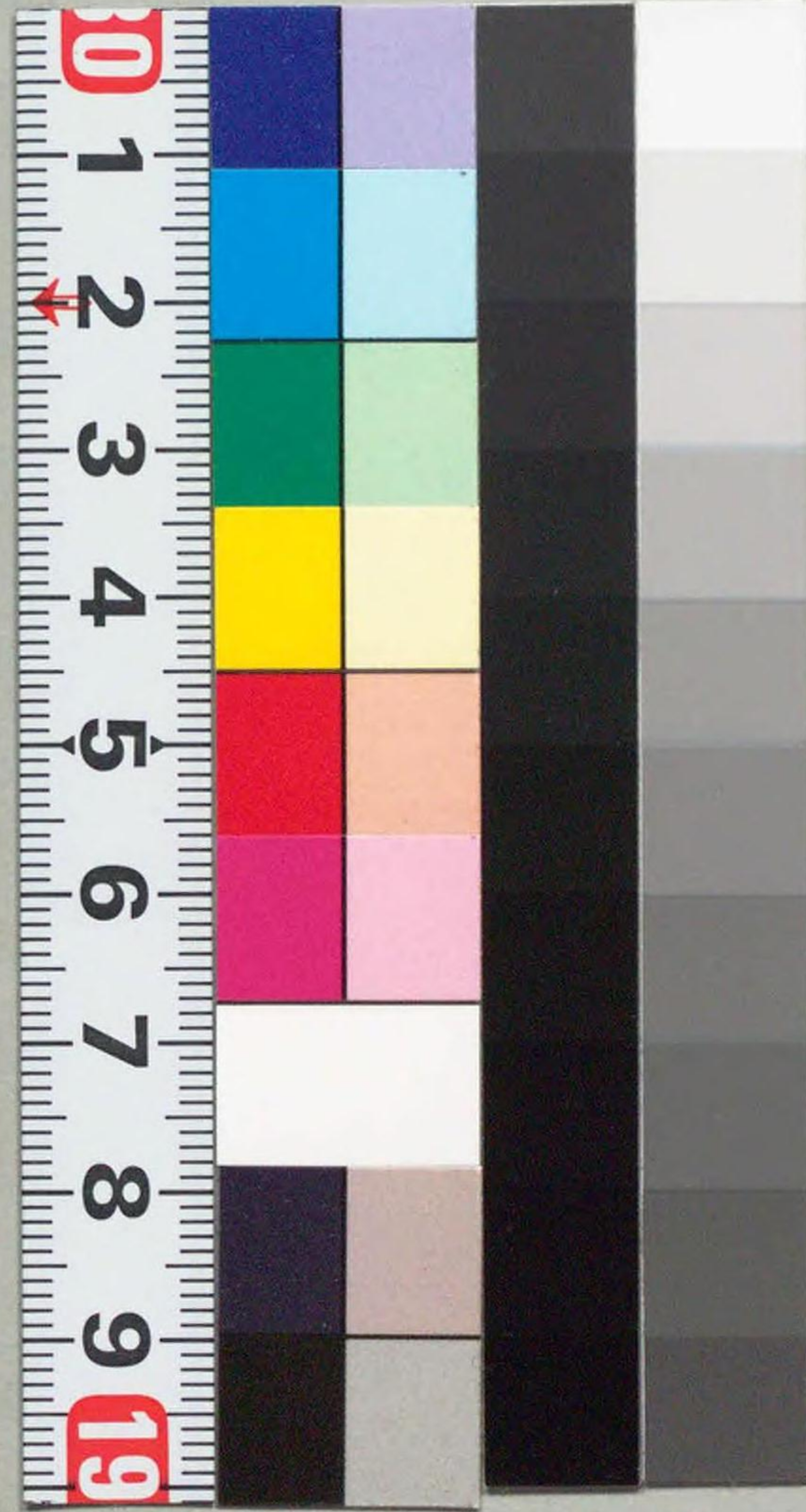


CZ-668-1



\*1200900286498\*

禁電子式複写





4# + 2 - 15

第十一條關係

CZ

668

/

第十一條關係



(追九) 三六一

### 會社經理統制令

(昭和十五年十月十九日  
勅令第六百八十號)

改正 昭和十六年九月十七日第八百五十九號、昭和十六年十二月二十七日第一千二百三十四號

#### 第一章 總則

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他經理ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ國家目的達成ノ爲國民經濟ニ課セラレタル責任ヲ分擔スルコトヲ以テ經營ノ本義トシ其ノ經理ニ關シ左ノ各號ニ掲グル事項ノ遵守ヲ旨トスベシ

- 一 資金ハ之ヲ最モ有益ニ活用シ苟モ人的及物的資源ノ濫費ニ陥ルガ如キコトハ嚴ニ之ヲ避クルコト
- 二 經費ノ支出及資産ノ償却ヲ適正ナラシムルコト
- 三 役員、社員其ノ他從業者ノ給與及其ノ支給方法ヲ適正ナラシムルコト
- 四 利益ノ分配ヲ適正ナラシメ自己資金ノ蓄積ニ努ムルコト

#### 第二章 利益配當及積立金

第三條 資本金(出資總額、株金總額)、出資總額及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ以下同ジ)二十萬圓以上ノ會社ハ每事業年度ニ付左ノ各號ノ率ノ中低キ率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當

#### 第十一條關係

(基金利息又ハ基金配當ヲ含ム以下同ジ)ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

- 一 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ八ニ相當スル金額ト爲ル配當率
- 二 直前ノ事業年度ノ配當率

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル率ヲ前項第二號ノ率ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

- 一 直前ノ事業年度ノ配當率ガ年百分ノ十二達セザルトキハ其ノ配當率ニ年百分ノ一(六月ニ非ザル期間ヲ事業年度トスルモノニ在リテハ當該事業年度ノ月數ノ六ニ對スル割合ヲ年百分ノ一ニ乘ジテ得タル率)ヲ加ヘタル率但シ其ノ率ガ年百分ノ六ニ達セザルトキハ年百分ノ六トシ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
  - 二 直前ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ノ利益配當ナルトキハ年百分ノ六
  - 三 資本金二十萬圓未滿タリシ會社資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付爲ス利益配當ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ年百分ノ六
  - 四 配當金總額ガ自己資本ニ對シ年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ト爲ル配當率ガ前三號ノ率ヨリ高キトキハ其ノ率但シ其ノ率ガ年百分ノ十ヲ超ユルトキハ年百分ノ十トス
- 前二項ノ自己資本ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

(追九) 三六二

(追八) 二九一

第四條 主務大臣ハ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ會社ニ對シ期間ヲ定メ將來ノ配當率ニ付適當ト認ムル率ヲ指定スルコトヲ得

- 一 當該會社ノ利益ノ實情ニ照シ配當金ガ過大ナリト認メラルルトキ
  - 二 當該會社ノ資金計畫ニ照シ自己資金ノ蓄積ガ必要ナリト認メラルルトキ
- 會社ハ前項ノ規定ニ依リ配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ當該配當率ヲ超ユル率ニ依リ利益配當ヲ爲スコトヲ得ズ

第五條 合併ニ因リテ設立シタル資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ合併後存續スル資本金二十萬圓以上ノ會社ハ合併後最初ノ事業年度ニ付利益配當ヲ爲サントスルトキハ利益配當ノ率ガ年百分ノ六ヲ超エザル場合ヲ除キ前二條ノ規定ニ拘ラズ閣令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ申請ニ基キ主務大臣ガ從前ノ利益配當其ノ他各會社ノ經理ノ實情ヲ參酌シテ指定シタル率ヲ超エザル利益配當ノ率ニ依ルベシ

第六條 主務大臣ハ會社收益ノ狀況其ノ他經理ノ實情ニ照シ必要アリト認ムルトキハ當該會社ニ對シ法定準備金ノ外特別ノ積立金ノ積立ヲ命ジ又ハ當該積立金ノ運用方法ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ積立金ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三章 役員及社員給與

第十一條關係

第七條 本章ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル會社ニ之ヲ適用ス

一 資本金二十萬圓以上ノ會社

二 前號ニ規定スルモノヲ除クノ外役員及社員ノ合計數當時三十人以上ノ會社

第八條 本章ニ於テ役員ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 機關トシテ會社ノ業務ニ從事スル者

二 顧問、相談役其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ賞與ニ關シ會社ガ前號ニ該當スル者ニ準ジテ取扱フ者

第九條 本章ニ於テ社員ト稱スルハ船員及賃金統制令第二條ノ勞務者ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ謂フ

一 會社ニ雇傭セラルル者

二 顧問、囑託其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ繼續シテ會社ノ業務ニ從事スル者但シ役員タル者ヲ除ク

第十條 本章ニ於テ給與ト稱スルハ報酬、給料、手當、賞與、交際費、機密費其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ役員又ハ社員ノ職務ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

第十一條 役員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス

一 報酬(會社ガ役員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ニシテ經費トシテ經理スル

(追八) 二九二

(追八) 二九三

モノヲ謂フ但シ在勤手當其ノ他第二十條各號ニ掲グル社員手當ニ準ズル手當ヲ除ク

二 賞與(會社ガ役員ニ對シ定期ニ利益金處分ニ依リ支給スル給與ヲ謂フ)

三 退職金(會社ガ退職シタル役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

四 臨時ノ給與(會社ガ役員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ)

五 雜給與(前各號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ役員ニ對シ支給スル給與ヲ謂フ)

第十二條 會社ハ每事業年度ノ役員報酬ヲ支給セントスル場合ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

一 支給セントスル役員報酬ノ合計金額ガ昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付支給シタル役員報酬又ハ本條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員報酬ノ事業年度毎ノ合計金額(當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ニ付テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額)ノ中最モ多キ金額(以下最高報酬額ト稱ス)ヲ超ユルトキ

二 昭和十五年十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十一月五日)以後終了シタル各事業年度ニ付役員報酬ヲ支給セザリシトキ

三 設立後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

四 合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ但シ其ノ役員報酬ノ合計金額ガ合併後存續スル

第十一條關係

五

四

會社ノ最高報酬額ヲ超エザルトキヲ除ク

五 第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ノ役員報酬ナルトキ

第十三條 會社ハ毎事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セントスル場合ニ於テ其ノ合計金額ガ左ノ各號ノ金額(百圓未満ノ端數ハ之ヲ百圓ニ切上ゲ)ノ中少キ金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 法定賞與額(閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル當該事業年度ノ純益金ニ閣令ノ定ムル割合ヲ乘ジテ得タル金額ヲ謂フ以下同ジ)

二 前期賞與額(直前ノ事業年度ニ付支給シタル役員賞與ノ合計金額ヲ謂フ但シ當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ニ於テハ閣令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ヲ謂フ以下同ジ)

左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額ヲ前項第二號ノ金額ト看做シテ前項ノ規定ヲ適用ス

一 前期賞與額ガ法定賞與額ニ達セザルトキハ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額但シ前期賞與額ノ百分ノ百二十ニ相當スル金額ガ法定賞與額ニ對シ百分ノ七十ノ割合ニ達セザルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

(追八) 二九四  
(追八) 二九五

二 直前ノ事業年度ニ付役員賞與ヲ支給セザリシトキ又ハ設立後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

三 合併後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキ又ハ第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタル後最初ノ事業年度ニ付支給スル役員賞與ナルトキハ第一號ノ規定ニ拘ラズ法定賞與額ノ百分ノ七十二ニ相當スル金額

第十四條 會社ハ退職シタル役員ニ對シ退職金ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 閣令ノ定ムル限度ヲ超エザル退職金ヲ支給セントスルトキ

二 閣令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ退職金ヲ支給セントスルトキ

第十五條 會社ハ役員ニ對シ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十六條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外役員ニ對シ雜給與ヲ支給スルコトヲ得ズ

第十七條 社員ノ給與ヲ分チテ左ノ各號ニ掲グル給與トス  
一 基本給料(會社ガ社員ニ對シ一定ノ金額ニ依リ定期ニ支給スル給與ノ中基本ト爲ルベキ固

定給ヲ謂フ)

第十一條關係

- 二 手當（基本給料ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ若ハ職務ニ關シ一定ノ事實アル場合ニ一定ノ金額、數量若ハ割合ニ依リ支給スル給與又ハ繼續シテ利用セシムル住居其ノ他ノ施設ヲ謂フ）
- 三 賞與（前二號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ定期ニ支給スル給與ヲ謂フ）
- 四 退職金（會社ガ退職シタル社員ニ對シ支給スル給與又ハ之ニ相當スル金額ニシテ在職中ノ社員ニ對シ前拂スルモノヲ謂フ）

五 臨時ノ給與（前四號ニ掲グル給與ヲ除クノ外會社ガ社員ニ對シ臨時ニ支給スル給與ヲ謂フ）

第十八條 會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ初任基本給料ヲ支給スルコトヲ得ズ但シ轉職者（前職ニ於テ役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ヲ受ケ居リタル者ヲ謂フ）又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケテ爲ス初任基本給料ノ支給ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 會社ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超エテ社員ノ基本給料ノ増加支給（以下昇給ト稱ス）ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル昇給ニハ之ヲ適用セズ

- 一 入營シタル社員（陸軍衛生部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第四條第一項若ハ陸軍技術部將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例第七條第一項ノ規定ニ依リ短期現役ニ服スル將校又ハ海軍軍醫科、藥劑科、主計科、造船科、造機科及造兵科士官現役期間特例第一條ノ規定ニ依リ

（追八） 二九六

（追九） 二九七

短期現役ニ服スル士官ト爲リタル者ヲ含ム）、召集セラレタル社員又ハ徵用セラレタル社員退營シ又ハ召集若ハ徵用ヲ解除セラレ會社ノ勤務ニ復シタル場合ニ於テ勤務ニ復シタル後一年以内ニ當該社員ニ付爲ス昇給

- 二 基本給料ガ閣令ノ定ムル金額ニ達セザル社員ニ付爲ス昇給ニシテ其ノ昇給後ノ基本給料ガ閣令ノ定ムル金額ヲ超エザルモノ

第二十條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ左ノ各號ニ掲グル手當ヲ支給スルコトヲ得ズ

- 一 在勤手當、僻地手當其ノ他特殊地域ニ在勤スルニ因リ支給スル手當
- 二 危険手當其ノ他生命、健康等ニ關シ危険又ハ有害ナル特定ノ勤務ニ従事スルニ因リ支給スル手當
- 三 居殘手當、宿直手當其ノ他特定ノ追加勤務ニ對シ支給スル手當
- 四 閣令ヲ以テ定ムル家族手當
- 五 食事手當又ハ被服手當
- 六 歩合ニ依リ支給スル手當

第十一條關係



七 現物ヲ以テ支給スル手當

八 其ノ他閣令ヲ以テ定ムル手當

第二十一條 會社ガ毎賞與期間ニ付社員ニ對シ支給スル賞與ノ總額ト前條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間中ニ於ケル支給總額トノ合計金額ハ閣令ノ定ムル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ前項ノ限度ヲ超エテ支給スル金額ニ付テハ會社ハ之ヲ經費トシテ經理スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ賞與期間ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條 會社ハ第二十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告スベキ準則若ハ主務大臣ノ承認ヲ受ケタル準則又ハ第二十五條若ハ第二十六條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケ若ハ主務大臣ノ命令ニ依リ制定若ハ變更シタル準則ニ依ルノ外社員ニ對シ退職金ヲ支給スルコトヲ得ズ

第二十三條 會社ハ社員ノ全部若ハ大部分又ハ社員數常時三十人以上ヲ有スル事務所、工場若ハ事業場ニ付其ノ所屬社員ノ全部若ハ大部分ニ對シ時期ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ支給セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 本令施行ノ際本章ノ規定ノ適用ヲ受クル會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ本令施行ノ際ニ於ケル役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及

(追八) 二九八

(追八) 二九九

社員退職金ノ準則ヲ主務大臣ニ報告スベシ

第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當セザリシ會社ニシテ本令施行後第七條各號ノ一ニ掲グル會社ト爲リタルモノハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當及社員退職金ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十五條 會社ハ役員雜給與、第二十條各號ニ掲グル社員手當又ハ社員退職金ノ準則ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十六條 主務大臣ハ役員又ハ社員ノ給與及其ノ支給方法ノ適正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ役員若ハ社員ノ給與ノ金額若ハ支給方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ役員雜給與、役員退職金、第二十條各號ニ掲グル社員手當若ハ社員退職金ノ準則ノ制定、變更若ハ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 削除

第二十八條 本章ノ規定ハ裁判所ガ決定ヲ以テ定メタル報酬ニハ之ヲ適用セズ

#### 第四章 經費及資金

第二十九條 昭和十六年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)現在ニ於テ資本金百萬圓以上ノ會社(第二項後段ノ會社ヲ除ク)ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ機密費、交際費、接待費又ハ廣告宣傳費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ

#### 第十一條關係

有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下機密費等ト稱ス)ノ基準月額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

昭和十六年九月十七日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年十月一日)以後設立(合併ニ因ル設立ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加(合併ニ因ル資本増加ヲ含ム以下本項ニ於テ同ジ)ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社又ハ同年九月十六日(朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ同年九月三十日)以前設立セラレタル資本金百萬圓以上ノ會社若ハ資本増加ニ因リ資本金百萬圓以上ト爲リタル會社ニシテ同日以前其ノ設立後若ハ資本増加後決算確定シタル事業年度ナキ會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ機密費等ノ基準月額ヲ定メ主務大臣ノ承認ヲ受クベシ

資本金百萬圓以上ノ會社ハ機密費等ノ基準月額ヲ増額セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ資本金百萬圓以上ノ會社ニ對シ機密費等ノ基準月額ヲ減額スベキコトヲ命ズルコトヲ得

資本金百萬圓以上ノ會社ハ毎事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ガ前四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上ゲ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ超ユルト

(追八) 三〇〇

(追八) 三〇一

キハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前五項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條ノ二 資本金百萬圓以上ノ會社ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ閣令ノ定ムル所ニ從ヒ毎事業年度ニ於ケル寄附金其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム以下寄附金等ト稱ス)ノ豫定額ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ノ規定ニ依リ報告ヲ爲シタル會社ハ其ノ報告シタル金額ヲ超エテ當該事業年度ニ於テ寄附金等ヲ支出セントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

前二項ノ規定ハ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニハ之ヲ適用セズ

第二十九條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ機密費等、寄附金等、福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)又ハ研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出(利益金處分ニ依ルモノヲ含ム)ノ金額又ハ其ノ經理ノ方法ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ會社ノ經費ノ支出ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ之ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ固定資産ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條 主務大臣ハ會社ノ經理上必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ資産ノ償却ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十三條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲ゲル事項ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ

- 一 有價證券ノ取得又ハ處分
- 二 特許權、鑛業權又ハ漁業權ノ取得又ハ處分
- 三 資金ノ貸付又ハ借入

主務大臣ハ會社ニ對シ借入金ノ限度ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定ヲ受ケタル會社ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ指定ヲ受ケタル限度ヲ超エテ資金ノ借入ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十四條 主務大臣ハ會社ノ經理ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ餘裕資金ノ運用ニ關シ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第五章 經理検査

第三十五條 主務大臣ハ會社ノ資産負債及損益ノ内容、利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

(追八) 三〇二

(追九) 三六三

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十六條 會社ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ財産目録、貸借對照表、損益計算書及原價計算ニ關スル書類ヲ作成スベシ

前項ノ財産目録ニ記載スベキ財産ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ評價スベシ

會社ハ第一項ノ規定ニ依リ作成スベキ書類ノ調製ニ必要ナル帳簿ヲ備ヘ整然且明瞭ニ之ガ記帳ヲ爲スベシ

第三十七條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ニ對シ勘定科目及帳簿組織ヲ指定シ之ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十八條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シテ決算ニ關シ當該官吏ノ監査ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ決算ニ關シ監査ヲ受クベキ命令ヲ受ケタル會社ハ當該官吏ノ監査ヲ受ケタルコトノ證明ヲ受ケタル後ニ非ザレバ利益金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ二 會社ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ本令ニ基ク制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十八條ノ三 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社、事項及期間ヲ定メテ本令ニ基ク制限ヲ解除シ又ハ本令ニ基ク義務ヲ免除スルコトヲ得

第六章 雜則

第三十九條 第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條若ハ第三十八條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ニ關スル處分若ハ指定、命令若ハ制限ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ前條ノ規定ニ依ル制限ノ解除若ハ義務ノ免除（第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノヲ除ク）ハ會社經理審査委員會ノ議ヲ經ベシ

會社經理審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分若ハ指定ニシテ事案ノ重要ナルモノ又ハ第三十八條ノ三ノ規定ニ依ル制限ノ解除ニシテ第三十三條ノ規定ニ依ル制限ニ關スルモノハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第四十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外總テ大藏大臣トス

一 特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル會社ニ在リテハ當該會社ヲ監督スル所管大臣

(追九) 三六四

(追九) 三六五

二 取引所法、瓦斯事業法、保險業法、自動車製造事業法、工作機械製造事業法、製鐵事業法、輕金屬製造事業法、石油業法、人造石油製造事業法、大正十五年勅令第九號又ハ產金法第三條ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ商工大臣

三 電氣事業法、航空機製造事業法又ハ造船事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣但シ造船事業法施行令第二十九條ノ規定ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ遞信大臣及商工大臣

鐵道大臣

四 地方鐵道法、軌道法又ハ自動車交通事業法ノ適用ヲ受クル事業ノミヲ營ム會社ニ在リテハ鐵道大臣

五 會社ノ營ム事業ノ一部ニ付第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル法令ノ適用ヲ受クル會社ニ在リテハ當該所管大臣及大藏大臣

臣及商工大臣

六 第三十三條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ指定ニ付テハ前各號ノ規定ニ拘ラズ大藏大臣及商工大臣  
大藏大臣ハ第三條乃至第六條、第十二條乃至第十五條、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十三條乃至第二十六條、第二十九條乃至第三十二條、第三十四條、第三十七條又ハ第三十八條又ハ第三十八條ノ三ノ規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付關係各大臣ニ協議スベシ

第十一條關係

大藏大臣以外ノ主務大臣ハ前項ニ掲グル規定ノ施行ニ關スル重要事項ニ付大藏大臣及關係各大臣ニ協議スベシ

第四十二條 大藏大臣ハ前條第一項第一號乃至第四號ニ掲グル會社以外ノ會社ニ關スル本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ財務局長又ハ財務局出張所長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

大藏大臣ハ財務局長若ハ財務局出張所長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ財務局長、財務局出張所長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十三條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トス但シ日本勸業銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行及朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行並ニ南洋拓殖株式會社ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本令中閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス  
第三十九條及第四十條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第四十五條 朝鮮總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ朝鮮總督府稅務監督局長又ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

(追九) 三六六

(追八) 三〇七

朝鮮總督ハ朝鮮總督府稅務監督局長若ハ朝鮮總督府稅務署長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ朝鮮總督府稅務監督局長、朝鮮總督府稅務署長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督ハ本令ノ施行ニ關スル事務ノ一部ヲ臺灣總督府州知事又ハ臺灣總督府廳長ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得

臺灣總督ハ臺灣總督府州知事若ハ臺灣總督府廳長ヲシテ第三十五條ノ規定ニ依ル報告ヲ徵セシメ又ハ臺灣總督府州知事、臺灣總督府廳長若ハ其ノ代理官ヲシテ同條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ爲サシムルコトヲ得

臺灣總督府州知事ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル事務ヲ稅務出張所長ヲシテ分掌セシムルコトヲ得

附則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 會社利益配當及資金融通令及昭和十四年勅令第百九十四號ハ之ヲ廢止ス但シ本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ會社利益配當及資金融通令ハ前項ノ規定ニ拘ラズ昭和

十五年十一月四日迄、會社職員給與臨時措置令ハ同令附則第二項ノ規定ニ拘ラズ昭和十五年十一月四日迄仍其ノ效力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第四十八條 會社ノ直前ノ事業年度ノ利益配當及資金融通令第二條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケテ基準配當率ヲ超ユル率ニ依リ爲シタルモノニシテ當該利益配當ノ率ノ中主務大臣ガ其ノ許可ヲ爲スニ際シ基準配當率ニ算入セザル旨ヲ定メタル部分アルトキハ其ノ部分ヲ除キタル率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第四十九條 本令施行前合併ヲ爲シタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第三號ノ規定ニ依リ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十條 資本金二十萬圓未滿タリシ會社ニシテ本令施行前ノ資本増加ニ因リ資本金二十萬圓以上ト爲リタルニ因リ會社利益配當及資金融通令第三條第一項第四號ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル會社ガ當該資本増加後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ當該基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

(追八) 三〇八

(追九) 三六七

第五十一條 會社利益配當及資金融通令第四條ノ規定ニ依リ其ノ基準配當率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケタル會社ガ指定後最初ノ事業年度ノ利益配當ヲ本令施行後爲サントスルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル基準配當率ヲ以テ第三條第一項第二號ノ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做ス

第五十二條 第三條第二項第一號ノ規定ハ第四十九條乃至前條ノ場合ニ於テ主務大臣ガ基準配當率ノ認定又ハ指定ヲ爲スニ際シ當該認定又ハ指定後ノ最初ノ利益配當ニ關シ會社利益配當及資金融通令第二條第一號ノ規定ヲ適用セザル旨ヲ定メタルトキハ當該利益配當ニ關シテハ之ヲ適用セズ

前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外第三條第二項第一號及第四號ノ規定ハ第四十八條乃至前條ノ規定ニ依リ直前ノ事業年度ノ配當率ト看做サレタル率ニ付テモ亦之ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付同項第一號ニ掲グル支出ノ豫定額ヲ報告シタル會社ガ當該事業年度ニ於テ其ノ豫定額ノ範圍内ニ於テ爲ス機密費等ノ支出ニハ第二十九條第五項ノ改正規定ハ之ヲ適用セズ

本令施行前會社ガ從前ノ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ本令施行後最初ニ終了スル事業年度ニ付

第十一條關係

爲シタル同項第二號ニ掲グル支出ノ豫定額ノ報告ハ之ヲ第二十九條ノ二第一項ノ改正規定ニ依リ爲シタル報告ト看做ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

會社經理統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日 閣令第十三號)

改正

昭和十六年九月十七日第二十二號、昭和十七年十一月一日第二十七號、昭和十六年十二月二十七日第三十號、昭和十七年一月二十六日第一號、昭和十七年二月二十八日第四號

第一章 利益配當及積立金

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三條第一項及第二項ノ自己資本ハ當該事業年度中

ニ於ケル左ノ各號ニ掲グル金額ノ日割平均額ノ合計金額ヨリ繰越缺損金額ノ日割平均額ヲ控除シタル金額トス但シ當該決算確定前課税ノ決定ヲ受ケタル最終ノ事業年度末ニ於ケル固定資産償却ノ累計金額中課税上損金ニ算入セラレザリシ金額ニ付稅務署長ノ證明ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ之ヲ當該事業年度ノ自己資本ニ加算スルコトヲ得

一 拂込資本金額

二 積立金其ノ他ノ名稱ノ如何ヲ問ハズ會社ガ各事業年度ノ利益金額中利益金處分ニ依リ留保シタル金額但シ退職積立金及退職手當法ニ依リ積立テタル退職手當積立金及税金引當金ヲ除ク

三 前號ニ該當スルモノヲ除クノ外額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ其ノ額面ヲ超ユル金額中積立テタル金額

第十一條關係

四 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外合併ニ因リ生ジタル差益金又ハ資本減少ニ因リ生ジタル差益金中積立テタル金額

五 第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル金額

主務大臣ガ引當金トシテ必要ナルモノト認定シタル金額又ハ償却ノ不足、評價ノ不適正其ノ他ノ事由ニ因リ會社資産ニ缺陷アルモノト認定シタル金額ハ之ヲ前項ノ金額ヨリ控除スルモノトス

第二條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ利益配當ヲ爲スニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依ル許可申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 令第五條ノ規定ニ依リ合併後最初ノ事業年度ノ利益配當ノ率ニ付主務大臣ノ指定ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依ル指定申請書ニ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類並ニ合併前ノ各會社ノ合併前三事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第四條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ積立金ノ使用ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第三號様式ニ依ル許可申請書ニ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第二章 役員及社員給與

第五條 令第十二條ニ於ケル當該事業年度ノ月數ト異ル月數ノ事業年度ノ金額ハ其ノ事業年度ニ

トスル會社ハ別表第八號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 令第十八條ノ限度ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額（年俸者ニ付テハ年俸額ノ十二分ノ一、週給者ニ付テハ週給額ノ七分ノ三十、日給者ニ付テハ日給額ノ三十倍トス以下同ジ）トシタル金額トス但シ左ノ各號ニ掲グル場合ニ於テハ各其ノ定ムル金額トス

- 一 特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ニ付其ノ初任基本給料ノ準則ニ關シ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ金額
- 二 轉職者ニ付前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ノ百分ノ百十二相當スル金額ガ別表ニ掲グル金額ヲ超ユルトキハ其ノ金額但シ前號ニ該當スル場合ヲ除ク

第十六條 前條第一號ノ規定ニ依リ特別ノ經歷若ハ技能又ハ特別ノ學歷ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ準則ニ付主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十七條 令第十九條ノ限度ハ各昇給期ニ於ケル昇給該當者（令第十九條第二項各號ノ昇給該當料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十八條 令第十八條ノ規定ニ依リ轉職者又ハ特別ノ經歷若ハ技能ヲ有スル者ノ初任基本給料ノ支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第九號ノ二様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條關係



者ヲ除ク以下同ジノ基本給料月額ノ昇給額ノ總額ニ付各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計金額ニ平均昇給率百分ノ七ヲ乘ジテ得タル金額トス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ十五日ヲ超ユルトキハ之ヲ一月トシ十五日以下ナルトキハ之ヲ切捨ツ

第十七條ノ二 令第十九條第二項第二號ノ金額ハ別表ニ掲グル金額ヲ月額トシタル金額トス

第十八條 令第十九條ノ規定ニ依リ社員ノ基本給料ノ増加支給ニ付主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第十號様式ニ依ル許可申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十九條 令第二十條第四號ノ家族手當ハ社員ニ對シ其ノ扶養家族一人ニ付月五圓ノ割合ニ依リ計算シタル金額ヲ超エザル金額ニ依リ支給スルモノニ限ル

前項ノ扶養家族ハ左ニ掲グル者ニシテ主トシテ當該社員ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スルモノヲ謂フ

一 配偶者(届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム)

二 滿六十歳以上ノ直系尊屬ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

三 滿十八歳未滿ノ直系卑屬及弟妹ニシテ本人ト同一戸籍内ニ在ル者

(進十三)

進十三

主務大臣ニ提出スベシ

第四十二條 資本金二十萬圓以上ノ會社又ハ資本金二十萬圓未滿ノ相互會社ハ本令施行後三十日

以内ニ別表第二十九號様式ニ依リ其ノ旅費規程ヲ主務大臣ニ報告スベシ

前項ニ於テ本令施行後三十日以内トアルハ本令施行後設立セラレタル會社、本令施行後合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ本令施行後資本増加若ハ合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社トナリタル會社ニ在リテハ設立、合併又ハ資本増加後三十日以内トス

前二項ノ會社旅費規程ノ變更ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ報告スベシ但シ變更シタル部分ガ旅費規程ノ大部分ニ互ルトキハ變更後ノ旅費規程ヲ別表第二十九號様式ニ依リ主務大臣ニ報告スベシ

第四十三條 令第七條各號ノ一ニ掲グル會社ニ該當スル會社ハ每事業年度ノ決算確定後三十日

内ニ別表第三十號様式ニ依ル會社經理狀況報告書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ會社經理狀況報告書ニハ左ノ各號ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 別表第三十一號様式ニ依ル自己資本計算書

二 別表第三十二號様式ニ依ル利益配當金及給與狀況調書

三 別表第三十三號様式ニ依ル特殊支出調書

四 財産目録、貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類

第四十三條ノ二 左ノ各號ニ掲グル許可又ハ承認ニ付テハ許可認可等行政事務處理簡捷令第二條

第一項前段ノ期間ハ之ヲ十日トス

一 令第二十四條第二項ノ規定ニ依ル承認ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第

三號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スルモノ

二 令第二十五條ノ規定ニ依ル許可ニシテ令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ

掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ニ關スルモノ

第五章 雜 則

第四十四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ其ノ本令ニ依リ提出スベキ許可、

指定若ハ承認ノ申請書、報告書又ハ届書及之ニ添附スベキ書類ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ  
得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ會社ヲ指定シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル書類ノ提出ヲ  
命ズルコトヲ得

第四十五條 本令(第三十六條、第三十八條及第三十九條ヲ除ク)ニ依リ會社ノ提出スベキ申請  
書、報告書又ハ届書ハ左ノ各號ニ該當スル場合ニ於テ各其ノ定ムル所ニ依ルノ外之ヲ三通作成  
シ會社ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ所轄スル財務局出張所ヲ經テ提出スベシ

(第十三)

四二〇

(第十三)

四二一

一 令第四十一條第一項第一號、第二號、第三號又ハ第四號ニ該當スル會社ハ之ヲ 通作成シ主  
務大臣ニ直接提出スベシ

二 令第四十一條第五號ニ該當スル會社ハ之ヲ同號ニ定ムル主務大臣連名宛ニ主務大臣  
ノ數ニ相當スル數通作成シ同條第一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣(同條第  
一項第二號、第三號又ハ第四號ニ掲グル主務大臣ニ以上アルトキハ會社ノ營ム事業ノ中主タ  
ルモノニ關スル主務大臣)ニ直接提出スベシ

三 前號ノ場合ヲ除クノ外銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、取引所及有價證券引受業法  
ノ證券引受會社ハ之ヲ一通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

四 前三號ニ掲グル會社以外ノ會社ニシテ資本金五百萬圓以上ノモノ又ハ主務大臣ノ指定シタ  
ルモノハ之ヲ二通作成シ主務大臣ニ直接提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本令ハ昭和十七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
別 表

第十一條關係

區分標準	基本給料月額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	八十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ八十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
大學令ニ依ル大學卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	七十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付三圓ヲ加算シタル金額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	七十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ七十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓五十錢ヲ加算シタル金額
專門學校令若ハ實業學校令ニ依ル專門學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	六十圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ六十圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル技術者	四十五圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十五圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
實業學校令ニ依ル實業學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル事務者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額

(道十三) 四二二

(道八) 三三三

中學校令ニ依ル中學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	四十二圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ四十二圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付二圓ヲ加算シタル金額
高等女學校令ニ依ル高等女學校卒業又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	三十三圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ三十三圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
國民學校令ニ依ル國民學校高等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十四圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十四圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額
小學校令ニ依ル國民學校初等科修了者又ハ之ニ準ズル學歷ヲ有スル者	二十一圓但シ卒業後一年以上ヲ經過セルモノニ在リテハ二十一圓ニ卒業後ノ年數一年ニ付一圓五十錢ヲ加算シタル金額





第四號様式ノ一(第六條)

役員報酬支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4) (印)		
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者 氏名
會社ノ設立年月日			
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
當該報酬ノ屬ス ル事業年度 (7)	第 期 自 至	年 月 日 現在 役員數(8) 社員數(8)	
申請報酬額(9)	會社ノ定ニ依 ル最高限度(10)		
不要許可額(11)	不要許可額ノ 屬スル事業年 度 (12) 第 期 自 至		
報 酬 支 給 内 譯 (13)	區 分	當該事業年度	不要許可額ノ屬スル事 業年度
	役 名	員數 金 額 貯蓄額	員數 金 額 貯蓄額
	計		
備 考 (社員兼務役員ノ 社員給與)			
申請ノ事由 (14)			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三號様式(第四條)

積立金使用許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込) 圓	圓
	代表者氏名(4) (印)		
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者 氏名
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)	
積立金ノ現在額(7)		使用セントスル積立金 ノ種類及金額並ニ使用 ヲ必要トスル事由	
種 類	金 額		
法定準備金			
令第六條ノ規定ニ依ル 積立金			
計			
特別ノ積立ヲ爲スベキ命令ヲ受ケタル年月日			
其 ノ 他			
參 考 事 項			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十一條關係

第五號様式ノ一(第十條)

役員賞與支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所 (1)			
	商號 (2)			
	資本金 (3)	(拂込) 圓		
	代表者氏名 (4)	印		
	電話番號	擔當者氏名		
	會社ノ設立年月日			
會社ノ營ムタル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)			
當該賞與ノ屬スル事業年度	第 期 自 至	賞與支給豫定時期	期末現在役員數	
申請賞與額 (7)	會社ノ定ニ依ル最高限度額 (8)			
純益金ニ對スル申請賞與額ノ割合	同上ノ定ノ拔萃 (9)			
不可要許額 (10)	法定賞與額	算出ノ基礎		
	前期賞與額	算出ノ基礎		
	令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額	算出ノ基礎		
當該事業年度ノ純益金計算 (11)	會社ノ決算上ノ利益金	差引純益金		
賞與支給内譯 (12)	區分	當該事業年度	直前事業年度	
	役名	員數金額貯蓄額	員數金額貯蓄額	
申請ノ事由 (13)				

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

一三ノ二七

(追八) 三四一

第四號様式ノ二(第六條)

當該最近ノ事業年度	區分	事業年度	最近事業年度		第 期 自 至	第 期 自 至	其ノ他參考事項				
			最 近 年 度 自	至							
當該最近ノ事業年度前終了シタル (15)	區分	事業年度	平均拂込資本金								
			役員數								
			報酬總額								
			賞與總額								
			雜給與總額								
			臨時ノ給與總額								
			計								
			施行規則第七條ノ純益金								
			法定賞與額								
			配當率								
			合併前ニ因リ解散シタル會社ノ (16)	區分	會社名	事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至	
							平均拂込資本金				
							役員數				
							報酬總額				
							賞與總額				
雜給與總額											
臨時ノ給與總額											
計											
施行規則第七條ノ純益金											
法定賞與額											
配當率											
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照 (17)											

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

(追八) 三四〇

一三ノ二六

第六號様式(第十二條)

役員退職金準則(變更)許可申請書		
大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)	
	商 號(2)	
	資 本 金(3) (拂込) 圓	
	代 表 者 氏 名 (4) ⑩	
	電 話 番 號 擔當者 氏 名	
會社ノ 設立年月日		
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)	
區 分 受給者ノ資格 支給ノ條件 (7)	既 往 ノ 實 蹟 (13)	
	退職役員 氏名	
金額又ハ割合(9)	退職當時 ノ役名	
支給ノ方法(10)	役名別	
支給ノ時期	在 職 中	
最近 一年間ニ於ケル 役員 (11)	區 分	報 酬 賞 與 員數 金額 員數 金額
	役 名	報 酬 賞 與 總 額 及 賞 與 總 額 ノ 合 計
備 考(12)	支 給 金 シタル	金 額 支 給 年 月 日
	其ノ他參考事 項 (14)	

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第五號様式ノ二(第十條)

當該事業年度 及前二事業年度 及其ノ前二事 業年度(14)	區 分	事業年度			
		當該事業年度	第 期 自 至	第 期 自 至	第 期 自 至
合併前二事業年度 因リ解散シタル 會社ノ合 併(15)	區 分 <td>平均拂込資本金</td> <td></td> <td></td> <td></td>	平均拂込資本金			
		役 員 數			
		報 酬 總 額			
		賞 與 總 額			
		雜 給 與 總 額			
		臨 時 ノ 給 與 總 額			
		計			
		施行規則第七條ノ純益金			
		法 定 賞 與 額			
		配 當 率			
其參項 ノ考 他事	區 分 <td>平均拂込資本金</td> <td></td> <td></td> <td></td>	平均拂込資本金			
		役 員 數			
		報 酬 總 額			
		賞 與 總 額			
		雜 給 與 總 額			
		臨 時 ノ 給 與 總 額			
		計			
		施行規則第七條ノ純益金			
		法 定 賞 與 額			
		配 當 率			
合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ 事業年度トノ役員及役員賞與比較對照 (16)					

(日本標準規格 B5 182×257 耗)



第八號樣式(第十四條)

役員臨時給與支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電話番號	擔當者 氏名	
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日		
會社ノ營ム主 タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付 陸軍又ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有無 (6)		
當該臨時ノ給 與ノ屬スル事第 期 業年度	自 至	年 月 日 現在	
申請額	支給豫定時期		
支給 内 譯 (8)	區 分 受給額	申請ノ月ノ前月以前 一年間ニ支給シタル 報酬 賞與	備 考
		役 名	
		氏 名	
		年 齡	
支給ノ方法及支出科目(9)			
申請ノ事由(10)			
既任ニ於ケル類似ノ臨時給與 ノ支給年月日、金額及支給ヲ 受ケタル役員ノ職名及員數			
其ノ他參考事項			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第七號樣式(第十三條)

役員退職金支給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)	印	
	電話番號	擔當者 氏名	
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日		
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業 場ニ付陸軍又 ハ海軍ノ管理 ヲ受クルノ有 無 (6)		
退職金ノ支給ヲ 受クル者	役 名		
	氏 名		
	年 齡		
	在職年數(7)		
	退職前一年間ノ報 酬支給額		
	不要許可額(8)		
	申請額(9)		
	在職中ノ報酬額支 給 (10)		
	在職中ノ賞與支給 額 (10)		
	支給ノ方法、時期及支 出科目 (11)		
申請ノ事由(12)			
其ノ他參考事 項 (13)			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第九號ノ二様式(第十六條ノ二)

社員初任基本給料支給許可申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3) (拂込) 圓 圓			
	代表者氏名(4) ㊟			
	電話番號 擔當者 氏名			
昭和年月日	會社ノ 設立年月日			
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無(6)			
受クル者 社員初任基本 給料ノ支給ヲ	役 職 名(7)			
	氏 名(8)			
	年 齡(9)			
	學 歷(10)			
	前 勤務先(11)			
	職 最後ニ受ケタ ル報酬又ハ基 本給料(12)			
	特別ノ經歷 又ハ技能			
申請初任基本給料(13)				
前ト對照 ト給與 ト採用 後ト比較				
其考 ノ事 項 參				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第九號様式(第十六條)

社員初任基本給料準則承認申請書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3) (拂込) 圓 圓			
	代表者氏名(4) ㊟			
	電話番號 擔當者 氏名			
昭和年月日	會社ノ 設立年月日			
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ケ ルノ有無(6)			
經歷、技能、學歷	申請 初任基本給料	職 務(7)	現在人員(8)	現在人員ノ初 任基本給料(9)
申請ノ事由(10)				
其ノ他參考事項				

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ二(第十八條)

社員ノ學歷年齡別員數 (10)														
年 學 歷	職 種	二	十	二	十	三	十	三	十	四	十	五	十	計
		歲	未	歲	以	歲	以	歲	以	歲	以	歲	以	
官立大學	技術													
	事務													
私立大學	技術													
	事務													
官立專門學校	技術													
	事務													
私立專門學校	技術													
	事務													
甲種工業學校	技術													
	事務													
乙種工業學校	技術													
	事務													
甲種商業學校	技術													
	事務													
乙種商業學校	技術													
	事務													
中學校														
高等女學校														
國民學校高等科														
國民學校初等科														
其ノ他														
計														
備考														

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十號様式ノ一(第十八條)

社員昇給許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
昭和 年 月 日	代表者氏名(4)	⑩	
	電 話 番 號	擔當者 氏 名	
	會 社 ノ 設 立 年 月 日		
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)		
許ル昇給 ヲ受ケ ントス	昇給金額	既昇 往給 一實 年蹟 間(8) ノ	昇給期
	昇給限度		昇給金額
	昇給前ノ 基本給料		昇給前ノ 基本給料
	昇給人員		昇給人員
昇給豫定期			
區 分	昇給前	昇給後	員 數
	基本給料額 一人當平均	基本給料額 一人當平均	
昇給セザル者			
昇給該當者			
計			
申 事 請 由 ノ (9)			
其ノ他 參考事項			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十二號樣式(第二十四條)

社員賞與支給方法承認申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資 本 金(3)	(拂込)	圓
	昭和 年 月 日	代表者氏名(4)	(印)
	電 話 番 號	擔當者氏名	
	會社ノ設立年月日		
會社ノ營ム主タル事業(5)	役員及社員數 年 月 日現在	役 員	
		社 員	
支 給 方 法			
管 理 方 法 (6)			

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十一號樣式(第二十三條)

賞 與 期 間(變 更)届 書					
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)				
	商 號(2)				
	資 本 金(3)	(拂込)	圓		
	昭和 年 月 日	代表者氏名(4)	(印)		
	電 話 番 號	擔當者氏名			
	會社ノ設立年月日				
會社ノ營ム主タル事業(5)	役員及社員數 年 月 日現在(6)	役 員			
		社 員			
會社ノ定メタル賞與期間及支給期(7)	期 別 區 分	第一期	第二期	第三期	第四期
		賞與期間			
	變更前ノ賞與期間及支給期(8)	賞與期間			
		支 給 期			
備 考 (9)					

(日本標準規格B5 182×257耗)

第十四號様式(第二十六條)

社員賞與經費支出許可申請書

大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)	
	商 號 (2)	
	資 本 金 (3)	(拂込) 圓
	代表者氏名 (4)	Ⓜ
	昭和 年 月 日	電話番號 (擔當者氏名)
會社ノ設立年月日		
會社ノ營業主タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)	
當該賞與期間	自 至 年 月 日現在	第 期 自 至 役員數(7) 社員數(7)
令第二十一條ノ限度 (8)	經費トシテ經理セントスル額 (10)	
限度超過額 (9)	賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額	
經テノ事由トシテ (11)		
當該賞與期間ノ賞與手當ノ前二賞ノ (12)	賞 興 期 間	當該賞與期間 自 至 自 至 自 至
	賞 興 手 當	
	賞與手當ノ合計	
	同上金額中經費トシテ經理シタル金額 (イ)	
基本給料 (ロ)		
(イ)ノ(ロ)ニ對スル割合		
前二事業年度及前事業年度ノ (13)	事 業 年 度	當該事業年度 自 至 第 期 自 至 第 期 自 至
	平均拂込資本金	
	利 益 率	
	配 當 率	
留 保 率		
其參項ノ考他事		

第十一條關係

二三ノ三九

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十三號様式(第二十五條)

社員賞與支給許可申請書

大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)							
	商 號 (2)							
	資 本 金 (3)	(拂込) 圓						
	代表者氏名 (4)	Ⓜ						
	昭和 年 月 日	電話番號 (擔當者氏名)						
會社ノ設立年月日								
會社ノ營業主タル事業 (5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)							
當該賞與期間	自 至 年 月 日現在	第 期 自 至 役員數(7) 社員數(7)						
不限度許可 (8)	施行規則第二十一條ノ第一項第一號ノ限度	算出ノ基礎						
申請額 (9)	基本給料ニ對スル割合	支給ノ時期						
申 請 由								
年度別	給與區分 摘要	基本給料	令第二十二條各ノ手當	其ノ他ノ手當 (イ)	賞與 (ロ)	(イ)ト(ロ)ノ合計 (ハ)	(ハ)ノ基本給料ニ對スル割合	
		当期給與ノ賞中	支給額中施行規則第二十四條第一項第一號ノ方法ニ依ル貯蓄額					
		前期給與ノ賞中	支給額中施行規則第二十四條第一項第一號ノ方法ニ依ル貯蓄額					
		前年給與ノ賞中	支給額中施行規則第二十四條第一項第一號ノ方法ニ依ル貯蓄額					
當該事業年度ノ (10)	考ノ他參項							

(追八)

三五三

(追八)

三五二

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

二三ノ三八

第十六號様式(第二十九條)  
二十八  
二十九  
三十

第十一條關係

役員雜給與準則 報 承 認 申 告 書 制定變更許可申請	
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)
	商 號(2)
	資本金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印
	電話番號 擔當者 氏名
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日
會社ノ營ム主 タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)
雜給與ノ種類(7)	
標準	
受給資格又ハ 支給ノ條件(8)	
金額、數量 又ハ割合(9)	
支給ノ時期	
制定又ハ變更スル ノ要アル事由(10)	
報告又ハ申請ノ時 ノ受給人員(11)	
備考	

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

二三ノ四一

(追八) 三五五

第十五號様式(第二十七條)

社員臨時給與支給許可申請書	
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)
	商 號(2)
	資本金(3) (拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印
	電話番號 擔當者 氏名
昭和 年 月 日	會社ノ 設立年月日
會社ノ營ム 主タル事業(5)	工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)
支給ノ條件(7)	支給額ノ決定方法(8)
支給人員	支給金額
受給者ノ勤務場所(9)	申請ノ月ノ前月中ニ支給 シタル受給者ノ基本給料
受給者ト同一場所ニ 勤務スル社員數(10)	同上ニ對スル支 給金額ノ割合
會社ノ社員數 (11)	申請ノ月ノ前月以前一年 間ニ受給者ニ支給シタル 賞與手當ノ合計額(12)
支給ノ豫定期	當該臨時ノ給與ノ 屬スル事業年度
支給ノ事由(13)	
支給ノ方法及 支出科目(14)	
既往ニ於ケル臨時 給與支給ノ有 無(15)	支年 給支 給支 支給ヲ受ケ 支給額 基本給料 (イ)ノ(ロ)ニ 月 日 事 由 タル員數 (イ) 月額(ロ) 對スル割合

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

二三ノ四〇

(追八) 三五四

第十八號様式(第二十九條)

社員退職金準則		報告書	
承認申請		制定變更許可申請	
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)		印
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者氏名
會社ノ設立年月日			
會社ノ營ム主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		
區 分	受給者ノ資格(7)		
	支給ノ條件(8)		
金額又ハ割合(9)			
支給方法(10)	支給時期		
制定變更ノ事由又ハスル(11)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十七號様式(第二十九條)

社員手當準則		報告書	
承認申請		制定變更許可申請	
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)	(拂込)	圓
	代表者氏名(4)		印
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者氏名
會社ノ設立年月日			
會社ノ營ム主タル事業(5)	工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		
區 分	手當ノ種類(8)		
	手當ノ名稱(9)		
支給ノ條件(10)			
金額、數量又ハ割合(11)			
支給ノ時期			
制定又ハ變更スルノ要アル事由(12)			
報告又ハ申請ノ時ノ受給人員(13)			
備 考			

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第二十號様式(第三十三條)

機密費等基準月額承認申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)		(拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印		
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者氏名
會社ノ 設立年月日		會社ノ 設立年月日	
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)	
申請ノ日ノ屬スル 事業年度第 期自 至		會社ノ 經歷(7)	
申請基準月額(8)			
申請當時ノ基準月額(9)			
申事由 ノ(10)			
支等在 店及地 其ノ 工場 場所(11)	名稱	所在地	名稱 所在地
合社終 併ノ事 前ノ業 各併年 會前度 最(12)	會社名		
	事業年度	第 期自 至	第 期自 至
	基準月額		
	期末拂込 資本金		

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第十九號様式(第三十一條)

機密費等基準月額報告書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所(1)		
	商 號(2)		
	資本金(3)		(拂込) 圓
	代表者氏名(4) 印		
	昭和 年 月 日	電話番號	擔當者氏名
會社ノ 設立年月日		會社ノ 設立年月日	
會社ノ營ム 主タル事業(5)		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無(6)	
昭終度 和ニノ 十六 年算 九月 十六 日定 以前 最	事業年度	第 期自 至	第 期自 至
	區分		
	機密費		
	交際費		
	接待費		
	廣告宣傳費		
	其ノ他		
	計		
	期末拂込 資本金		
	基準月額(8)		基準月額算 出基礎ノ(9)
其ノ他參考事項			
支及其 店ノ所 工場在 等(10)	名稱	所在地	名稱 所在地

(日本標準規格 B5 182×257 耗)



第二十二號様式(第三十四條ノ二)

寄附金等支出豫定額(變更)報告書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資本金 (3)		(拂込) 圓
	代表者氏名 (4) (印)		
	電話番號		擔當者氏名
昭和 年 月 日			
會社ノ設立年月日			
會社ノ營業主タル事業 (5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)	
支出豫定額		豫定額ノ屬スル事業年度 (8) 第 期 自 至	
支出豫定額中 (7)	寄附先	金額	重要ナル事由 (9)
事業年度ノ區分		豫定額ノ屬スル事業年度 (8)	報告ノ日ノ屬スル事業年度 (10)
其ノ他參考事項 (12)			
經理ノ方法	經費支出		
	利益金分		
	其ノ他 (11)		
	計		

第二十一號様式(第三十四條)

機密費等基準月額超過支出許可申請書			
大臣 殿	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)		
	商 號 (2)		
	資本金 (3)		(拂込) 圓
	代表者氏名 (4) (印)		
	電話番號		擔當者氏名
昭和 年 月 日			
會社ノ設立年月日			
會社ノ營業主タル事業 (5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無 (6)	
當該事業年度第 期 自 至		不要許可額 (8)	
申請額 (7)		同上算出ノ基礎 (9)	
基準月額			
申請額ノ内譯 (10)	機密費	申請ノ事由 (11)	
	交際費		
	接待費		
	廣告宣傳費		
	其ノ他		
計			
當前二事業年度 當該事業年度	事業年度ノ區分		第 期 自 至
	機密費等ノ支出實蹟		第 期 自 至
	期末拂込資本金		
	利益率 (12)		
其ノ他參考事項			

第二十三號様式(第三十四條ノ三)

寄附金等豫定超過支出許可申請書

大臣 殿 昭和 年 月 日	會社ノ本店ノ 所在場所 (1)	商 號 (2)	資本金 (3) <span style="float: right;">(拂込) 圓</span>	代表者氏名 (4) <span style="float: right;">(印)</span>	電話番號	擔當者 氏 名
	會社ノ設立年月日		工場又ハ事業場 ニ付陸軍又ハ海 軍ノ管理ヲ受ク ルノ有無 (6)			
	會社ノ營業 主タル事業 (5)		支出ノ屬スル事業年度 第 期 自 至			
	申請額 (7)		不要許可額 (8)			
	寄附金ノ種類 (9)	豫定額 (10)	豫定超過額	計	豫定額ヲ超エテ支出 ヲ爲スノ要アル事由	
經費支出	利益金處分	計				
其ノ他 (11)	計					
經理ノ法	其ノ他 (11)					
其ノ他	參考事項					

(日本標準規格 B5 182×257耗)

(連入) 三六二

第二十四號様式(第三十六條)

株式 取得 許可 申請 書

日本標準規格 B4 (257×364耗)

大商 大工 大臣 昭 和 昭 和 年 月 日 提出	本店ノ所在場所 商 號 表 示 者	資本金 本 金 號 (擔當者) 資 本 金 號
取得 セントスル株式ニ關スル事項 取 得 分 配 額 價 額 (2) 株 式 總 數 一 對 一 (3) 會 社 ノ 配 帳 價 額 (4)	取得 セントスル株式ヲ發行 スル 會 社 ニ 關 ス ル 事 項 商 號 所 在 所 資 本 金 (内 拂 込) 最 近 配 當 率 申 請 者 ノ 所 有 株 數 (8) 申 請 者 ヲ リ ノ 借 入 申 金 現 在 高 申 付 金 現 在 高 申 請 者 ト ノ 關 係 (9) 主 タ ル 事 業 (10) 生 産 高 又 ハ 費 上 高 (11)	申 請 者 ニ 關 ス ル 事 項 事 業 ノ 概 要 (13) 所 有 株 式 總 額 (14) 昭 和 年 月 日 現 在 (15) 年 度 末 直 前 事 業 末 子 會 社 及 親 會 社 其 ノ 他 ノ 株 式 計 其 ノ 他 參 考 事 項 (17) (18)
取 得 分 配 方 法 (5) 先 二 關 ス ル 事 項 (6) 氏 名 又 ハ 名 稱 住 所 申 請 者 ト 關 係 (7) 取 得 分 配 及 株 數	取 得 分 配 方 法 (5) 先 二 關 ス ル 事 項 (6) 氏 名 又 ハ 名 稱 住 所 申 請 者 ト 關 係 (7) 取 得 分 配 及 株 數	取 得 分 配 方 法 (5) 先 二 關 ス ル 事 項 (6) 氏 名 又 ハ 名 稱 住 所 申 請 者 ト 關 係 (7) 取 得 分 配 及 株 數



第二十八號様式(第四十一條)

會社概況報告書(乙)						
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		圓 (拂込)		圓	
	代表者氏名(4)		印			
	電 話 番 號		擔當者氏名		●	
昭和年月日		會社ノ設立年月日				
會社ノ營ム主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)				
役員其ノ他從業者數(7)				支拂給與(8)		
區 分 男 女 計				報酬、給料、賃手當及賞與年金額		
役員	機關タルモノ					
	其ノ他					
社員	技術者					
	事務者					
勞務者	囑託者等(9)					
年 月 日現在				年 月分 年 月以前 一年分		
主タル株主二十名(10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數
計						
總株式數ニ對スル割合						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第二十七號様式(第四十條)

會社概況報告書(甲)						
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)					
	商 號(2)					
	資 本 金(3)		圓 (拂込)		圓	
	代表者氏名(4)		印			
	電 話 番 號		擔當者氏名			
昭和年月日		會社ノ設立年月日				
會社ノ營ム主タル事業(5)		役員其ノ他從業者數(年月日現在)(7)				
		區 分 男 女 計				
役員	機 關					
	其ノ他					
	技 術 者					
	社 員	事 務 者				
	囑託者等(8)					
工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		船 員				
		勞 務 者				
最近三年間ニ於ケル資本金異動(9)						
主タル株主二十名(10)	氏 名	株式數	氏 名	株式數	氏 名	株式數
計						
總株式數ニ對スル割合						

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第三十號様式(第四十三條)

第十一條關係

會社經理狀況報告書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		印	
	電 話 番 號		擔當者氏名	
昭和年月日	會社ノ設立年月日			
事業年度		第 期 自 至	決算確定年月日	
會社ノ營ム主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		
當ノ意ヲ要ニシテ及ケル事項ニ				
主 年 月 日 現在 十名 (7)	氏 名	株式數	氏 名	株式數
		計		
		總株式數ニ對スル割合		

(日本標準規格B5 182×257耗)

二三ノ五五

(追八) 三六九

第二十九號様式(第四十二條)

旅 費 規 程 報 告 書				
大臣 殿	會社ノ本店ノ所在場所(1)			
	商 號(2)			
	資 本 金(3)		(拂込) 圓 圓	
	代表者氏名(4)		印	
	電 話 番 號		擔當者氏名	
昭和年月日	會社ノ設立年月日			
會社ノ營ム主タル事業(5)		工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無(6)		
種 類	鐵道及船賃	車馬賃	日 當	宿泊料
資 格(7)	鐵道 船	(一料當)		
	等 等	圓	圓	圓
	等 等			
	等 等			
地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細(8)				
區 分	金 額	地 方 別		
種 別	圓			
日 當				
宿 泊 料				
其參項ノ考他事				

(日本標準規格B5 182×257耗)

(追八) 三六八

二三ノ五四



第三十三號様式(第四十三條) 商號

特殊支出調書(第 期 自 至 )

機 密 費 等

區 分	基 準 月 額(1)	基 準 該 月 當 度 乘 基 金 額(2)	二 年 事 業 年 度 支 出 實 績	當 該 事 業 年 度 支 出 實 績	直 前 事 業 年 度 支 出 實 績	備 考(3)
經 理 ノ 法	經 費 支 出					
	利 益 金 處 分					
	其 ノ 他(4)					

寄 附 金 等

區 分	寄 附 金 額 支 出 報 告 額 (5)	二 年 事 業 年 度 支 出 實 績	當 該 事 業 年 度 支 出 實 績	直 前 事 業 年 度 支 出 實 績	備 考(6)
經 理 ノ 法	經 費 支 出				
	利 益 金 處 分				
	其 ノ 他(4)				

福利施設費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

區 分	當 該 事 業 年 度 支 出 實 績	直 前 事 業 年 度 支 出 實 績	備 考
金 額			
經 理 ノ 法	經 費 支 出		
	利 益 金 處 分		
	其 ノ 他(4)		

研究費其ノ他之ト同様ノ性質ヲ有スル支出

區 分	當 該 事 業 年 度 支 出 實 績	直 前 事 業 年 度 支 出 實 績	備 考
金 額			
經 理 ノ 法	經 費 支 出		
	利 益 金 處 分		
	其 ノ 他(4)		

其ノ事項  
他

(日本標準規格 B5 182×257 耗)

第一號様式(利益配當許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所  
相互會社ニ在リテハ主タル事務所ノ所在場所ヲ記載スルコト
- (2) 商號  
相互會社ニ在リテハ其ノ名稱ヲ記載スルコト
- (3) 資本金  
合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ出資總額、株式會社ニ在リテハ株金總額、株式合資會社ニ在リテハ出資總額及株金總額ノ合計額、相互會社ニ在リテハ基金總額ヲ記載スルコト
- (4) 代表者氏名  
會社ニ於ケル役名ヲモ記載スルコト
- (5) 會社ノ營ム主タル事業  
イ) 會社ガ現實ニ經營スル事業ニシテ其ノ主タルモノヲ主タルモノノ順ニ記載スルコト  
ロ) 物品販賣ヲ主タル事業トスルモノニ在リテハ主タル取扱商品名ヲ明ナラシムルコト
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
陸軍ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「陸」ト記載シ海軍ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「海」ト記載ス

ト記載シ陸軍海軍雙方ノ管理ヲ受クルモノアルトキハ「陸、海」ト記載シ何レノ管理モナキトキハ「無シ」ト記載スルコト

(7) 豫定配當率、豫定配當金

當該事業年度ニ於テ許可ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト

(8) 自己資本

第一號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト

(9) 一號配當率

令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト

(10) 二號配當率

令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト

(11) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ配當ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ之ヲ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(12) 平均拂込資本金

當該事業年度ニ於ケル拂込資本金額ノ日割平均額ヲ記載スルコト

(13) 利益率

(追八) 三七四

(追八) 三七五

利益金(前期繰越金及積立金ヨリ戻入レタル金額並ニ利益金處分ニ依ル資産償却金及税金引當金ヲ含マザルモノトス)ノ平均拂込資本金ニ對スル割合ヲ年率ニテ記載スルコト

(14) 留保率

(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ差引タル金額ノ(13)ノ利益金ニ對スル割合ヲ記載スルコト

(15) 會社ノ經歷

設立年月日、最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併、商號變更等ヲ簡記スルコト

(16) 科目

(イ) 會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(ロ) 稅務署長ノ證明ヲ受ケタル金額

第一條但書ノ規定ニ依リ固定資産償却累計金額中稅務署長ノ證明ヲ受ケテ自己資本ニ加算シタル金額ヲ記載スルコト

(ハ) 第一條第二項ノ認定金額

第一條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ガ自己資本ヨリ控除スベキモノト認定シタル金額ヲ記載スルコト

(17) 金額

第十一條關係



(イ) 當該事業年度中に於ケル日割平均額ヲ記載スルコト  
(ロ) 直前事業年度ノ利益金處分ニ依ル積立金ハ當該事業年度初ヨリ計算スルコト

(18) 計算基礎

(16) 及(17)ニ記載シタル金額ノ中當該事業年度中に於テ金額ニ異動ヲ生ジタル科目ニ付テ其ノ異動前ト異動後ノ金額及日數ヲ併記シテ日割計算ヲ明ニスルコト

第二號様式(配當率指定申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 豫定配當率、豫定配當金  
當該事業年度ニ於テ指定ヲ受ケテ配當セントスル配當率及配當金ヲ記載スルコト

(連八) 三七六

(連八) 三七七

(8) 自己資本

第二號様式ノ二自己資本計算ノ差引合計ノ金額ト一致セシムルコト

(9) 一號配當率

令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト

(10) 申請ノ事由

豫定配當率ニ依ルベキ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(11) 被合併會社名

合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱ヲ記載スルコト

(12) 拂込資本金以外ノ株主資本

ト 拂込資本金以外ニ株主其ノ他之ニ準ズベキ者ニ歸屬スベキ資産價額ノ合計額ヲ記載スルコト

(13) 合併ニ因ル受入計算

(イ) 受入資産ノ價額

合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ガ合併ニ際シ繼承シタル純資産價額ヲ記載スルコト

(ロ) 交付株式ノ拂込金額及金錢ノ總額

第十一條關係

合併ニ因リ解散シタル會社ノ株主又ハ之ニ準ズベキ者ニ割當テラレタル株式ノ拂込金額及之ニ交付セル金銭ノ總額ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ノ利益配當金ニ相當スル部分アルトキハ其ノ金額ヲ内書スルコト)

(ハ)合併差益金

(イ)ノ受入資産ノ價格ヨリ(ロ)ノ交付株式ノ拂込金額及金銭ノ總額ヲ差引キタル殘額ヲ記載スルコト

(ニ)合併慰勞金等

合併ニ因リ設立セラレタル會社又ハ合併後存續スル會社ガ合併契約ニ依リ解散手當、退職金、慰勞金其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ合併ニ際シ社外ニ支出シタル金額(ロ)ノ交付セル金銭ノ額ヲ含マザルモノトス)ヲ記載スルコト(合併ニ因リ解散シタル會社ガ合併契約ニ依リ

合併前ニ於テ此等ノ支出ヲ爲シタル場合ハ其ノ他參考事項欄ニ其ノ金額ヲ記載スルコト)

(14)合併前ノ各會社ノ合併直前事業年度ノ利益率、配當率、留保率、利益率及留保率ハ夫々第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト

(15)自己資本計算

第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト

(16)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第三號様式(積立金使用許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)積立金ノ現在額

(イ)令第六條ノ規定ニ依ル積立金

令第六條ノ規定ニ依ル主務大臣ノ命令ニ依リ積立テタル積立金ヲ記載スルコト

(ロ)其ノ他ノ積立金ハ會社ノ勘定科目ニ依リ記載スルコト

(8)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第四號様式(役員報酬支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

第十一條關係

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 當該報酬ノ屬スル事業年度  
許可ヲ受ケテ支給セントスル報酬ノ屬スル最初ノ事業年度ヲ記載スルコト
- (8) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (9) 申請報酬額  
當該事業年度ニ付支給セントスル報酬ノ總額ヲ記載スルコト(事業年度ノ中途ヨリ増額支給セントスルモノナルトキハ事業年度ノ初ヨリ増額支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ其ノ他參考事項欄ニ記載スルコト)
- (10) 會社ノ定ニ依ル最高限度額  
定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト
- (11) 不要許可額

(進八) 三八〇

(進八) 三八〇

令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト

(12) 不要許可額ノ屬スル事業年度

不要許可額ノ屬スル事業年度ニ以上アルトキハ最終ノ事業年度ヲ記載スルコト

(13) 報酬支給内譯

(イ) 役名

社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト

(ロ) 貯蓄額

規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル報酬ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト、

(ハ) 備考(社員兼務役員ノ社員給與)

當該事業年度又ハ不要許可額ノ屬スル事業年度ニ於テ役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受クル者アルトキハ其ノ事業年度別ニ其ノ各役員ノ役名、社員トシテノ役職名及社員トシテ受ケタル給與ノ種類別金額(當該事業年度ニ付テハ豫定額)ヲ記載スルコト

(14)申請ノ事由

報酬ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(15)當該事業年度前終了シタル最近ノ三事業年度

(イ)平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ)役員數

期末現在ニ依リ記載スルコト

(ハ)雜給與總額

金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト

(16)合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度

合併後最初ノ事業年度ノ役員報酬ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ

(17)合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員報酬比較對照

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退

職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區

分シテ其ノ役名及役員報酬額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全

部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載ス

(追八) 三八二

(追八) 三八三

ルコト

(18)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第五號様式(役員賞與支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)申請賞與額

當該事業年度ニ付支給セントスル賞與ノ總額ヲ記載スルコト

(8)會社ノ定ニ依ル最高限度額

定款、株主總會ノ決議等ニ依リ定メタル最高限度ノ金額ヲ記載スルコト

(9)同上ノ定ノ拔萃

定款、株主總會ノ決議等ノ要點ヲ記載スルコト

第十一條關係

(10) 不要許可額

(イ) 法定賞與額

第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乗ジテ得タル金額ヲ記載スルコト

(ロ) 算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ハ) 前期賞與額

當該事業年度ノ月數ガ直前ノ事業年度ノ月數ト異ル場合ハ第九條ノ規定ニ依リ算出セラ

ルル金額ヲ記載スルコト

(ニ) 算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(ホ) 令第十三條第二項ノ規定ニ依ル金額

令第十三條第二項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ金額ヲ記載スルコト

(ヘ) 算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

(11) 當該事業年度ノ純益金計算

會社ノ決算上ノ利益ヨリ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ

(追八) 三八四

(追八) 三八五

示スコト

(12) 賞與支給内譯

(イ) 役名

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト

(ロ) 貯蓄額

規約貯金、組合貯金、賞與國債支給運動ニ依ル國債支給等支給スル賞與ヨリ天引シテ貯蓄セシメ又ハ國債ヲ支給スル金額ヲ記載スルコト

(13) 申請ノ事由

令第十三條ノ限度ヲ超エテ役員賞與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト

(14) 當該事業年度及其ノ前三事業年度

(イ) 平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ) 役員數

第十一條關係

期末現在ニ依リ記載スルコト

(ハ) 雜給與總額

金錢ニ依ル給與ノミヲ記載スルコト

(15) 合併ニ因リ解散シタル會社ノ合併前二事業年度

合併後ノ最初ノ事業年度ノ役員賞與ニ付許可ヲ受ケントスル會社ノ外ハ記載スルニ及バズ

(16) 合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トノ役員及役員賞與比較對照

合併前ノ各會社ノ最終ノ事業年度ト合併後ノ最初ノ事業年度トニ付各役員ヲ合併ニ際シ退

職シタル者、留任シ又ハ引續キ合併後ノ會社ノ役員ト爲リタル者及新ニ就任シタル者ニ區

分シテ其ノ役名及役員賞與額(事業年度ノ一部ニ付支給スルモノナルトキハ事業年度ノ全

部ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ附記スルコト)ヲ記載ス

ルコト

(17) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第六號様式(役員退職金準則(變更)許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 受給者ノ資格

社長、副社長、専務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別ニ依リ支給條件ヲ異ニス

ルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト

(8) 支給ノ條件

役員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9) 金額又ハ割合

退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト

(10) 支給ノ方法

一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載ス

ルコト

(11) 最近一年間ニ於ケル役員報酬賞與支給内譯

(イ) 役名

第十一條關係

社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ役名別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスルモノアルトキハ之ヲ區分スルコト

(ロ)金額

最近一年間ニ於テ支給シタル金額ヲ記載スルコト但シ其ノ金額ガ役員ノ事業年度中途ヨリノ就任等ノ事由ニ依リ一年間ニ付支給シタルモノニ非ザルトキハ之ヲ一年間ニ付支給スルモノト假定シタル場合ノ金額及其ノ計算ノ基礎ヲ備考欄ニ記載スルコト

(四)備考

(イ)會社ガ役員退職金ニ關シ内規ヲ有シ會社職員給與臨時措置令施行規則第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ報告シタルモノアルトキハ其ノ旨記載スルコト

(ロ)主務大臣ノ許可ヲ受ケタル役員退職金ノ準則ヲ變更セントスルトキハ變更ノ事由ヲ記載スルコト此ノ場合ニ在リテハ變更前ノ準則ト變更後ノ準則トヲ傍線、括弧其ノ他適宜ノ方法ニ依リ對照セシムルコト

(三)既往ノ實蹟

(イ)退職役員氏名

最近十年間ニ於テ退職シタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ

得)ヲ記載スルコト

(ロ)退職當時ノ役名

退職シタル役員ノ退職當時ノ役名ヲ記載スルコト

(ハ)在職中各種ノ役員ニ就任シタルトキハ各種ノ役名(社長、副社長、專務取締役、常務取締役、取締役、監査役等ノ別)ヲ記載スルコト

(ニ)二回以上役員退職金ノ支給ヲ受ケタル者ニ付テハ各支給期毎ニ記載スルコト  
(四)其ノ他參考事項  
功勞顯著ナル等ノ事由ニ依リ特ニ多額ノ退職金ヲ支給シタル者ニ付テハ其ノ事由ヲ記載スルコト

(五)役員退職金準則許可申請書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、役員退職金準則變更許可申請書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

(六)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第七號様式(役員退職金支給許可申請書)記載心得

(一)會社ノ本店ノ所在場所

(二)商號

(三)資本金

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 在職年數  
會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ退職金支給後ニ於ケル在職年數トス
- (8) 不要許可額  
第十一條ノ規定ニ依リ算出セラルル金額又ハ第十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準則ニ依リ算出セラルル金額ヲ記載スルコト
- (9) 申請額  
支給セントスル退職金ノ金額ヲ記載スルコト
- (10) 在職中ノ報酬支給額、在職中ノ賞與支給額  
在職中ニ當該退職役員ニ支給シタル報酬又ハ賞與ノ累計金額ヲ記載スルコト但シ會社ガ當該退職役員ニ對シ退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給後ニ於ケルモノヲ記載スルコト

(追八) 三九〇

(追八) 三九一

- (11) 支給ノ方法、時期及支出科目  
一時金、年金、分割拂等ノ別、現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ヨリ支出スルカ退職積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
  - (12) 申請ノ事由  
許可ヲ受ケテ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
  - (13) 其ノ他參考事項  
會社ガ役員退職金ヲ支給シタルコトアル場合ハ其ノ支給ヲ受ケタル役員ノ氏名(甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得)、其ノ在職中就任シタル役名別勤續年數、在職中ノ報酬總額及賞與總額並ニ支給シタル退職金及其ノ支給年月日ヲ記載スルコト
  - (14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第八號様式(役員臨時給與支給許可申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金



- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 支給内譯  
役名ハ社長、副社長、專務取締役、專務取締役、取締役、監查役等ノ別ニ記載スルコト但シ常勤、非常勤等ノ別ニ依リ同一役名ヲ有スル者ノ中支給額ヲ異ニスル者アルトキハ之ヲ區分スルコト
- (9) 支給ノ方法及支出科目  
現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及當期ノ經費トシテ支出スルカ利益金處分ニヨリ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
- (10) 申請ノ事由  
臨時ノ給與ノ支給ヲ爲スノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(追八) 三九二

(追八) 三九三

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號様式(社員初任基本給料準則承認申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 職務  
特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ヲ有スル者ノ就クベキ職務ヲ記載スルコト
- (8) 現在人員  
申請當時ニ於テ特別ノ經歷若ハ技能又ハ學歷ニ該當スル者アルトキハ其ノ現在人員ヲ記載スルコト
- (9) 現在人員ノ初任基本給料  
初任基本給料ニ差異アルトキハ各初任基本給料及各初任基本給料別ノ人員ヲ記載スルコト

(10)申請ノ事由

承認ヲ受ケテ社員初任基本給料準則ヲ定ムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載スルコト

(11)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第九號ノ二様式(社員初任基本給料支給許可申請書)記載心得

(1)會社ノ本店ノ所在場所

(2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)役職名

當該初任基本給料ノ支給ヲ受クル時ノ役名(理事、參事、書記等ノ別)及職名(支店長、部長、課長等ノ別)ヲ記載スルコト

(8)氏名

甲、乙、丙、丁等ノ假稱ヲ以テ代フルコトヲ得

(9)年齢

數ヘ年ニ依リ記載スルコト

(10)學歷

最後ニ卒業シタル學校名ヲ記載スルコト

(11)勤務先

勤務先竝ニ其ノ勤務先ニ於ケル最後ノ役職名及勤務地ヲ記載スルコト

(12)最後ニ受ケタル報酬又ハ基本給料

前職ニ於テ最後ニ受ケタル役員報酬、社員基本給料又ハ之ト同様ノ性質ヲ有スル給與ノ月額ヲ記載スルコト

(13)申請初任基本給料

支給セントスル初任基本給料ヲ記載スルコト

(14)前職ト採用後トノ給與比較對照

前職ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種別(基本給料、手當、賞與等)金額ト採用後ニ於ケル一定期間ノ給與ノ總額及種別金額(豫定)ヲ比較對照スルコト但シ申請初任基本給料ノ支給ヲ受クベキ社員ガ轉職者ニ非ザルトキハ記載スルニ及バズ

第十一條關係

(5) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト  
第十號様式(社員昇給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 許可ヲ受ケントスル昇給

(イ) 昇給金額

各昇給該當者ニ付昇給セシメントスル金額(月額)ノ合計金額ヲ記載スルコト

(ロ) 昇給限度

第十七條ノ規定ニ依リ算出セラルル當該昇給期ニ於ケル限度ヲ記載スルコト

(ハ) 昇給前ノ基本給料

各昇給該當者ノ當該昇給直前ニ於ケル基本給料月額ニ各昇給該當者ノ直前ノ昇給日(初

(追八) 三九六

(追九) 三九七

メテ昇給スル者ニ付テハ採用ノ日(後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘  
ジテ得タル金額ノ合計金額ヲ記載スルコト

(8) 既往一年間ノ昇給實蹟

(イ) 昇給前ノ基本給料

(7)ノ(ハ)ニ依リ記載スルコト

(ロ) 昇給回数二回以上アルトキハ各昇給期毎ニ記載スルコト

(ハ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト

(9) 申請ノ事由

許可ヲ受ケテ昇給ヲ爲サシムルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添

付スルコト

(10) 社員ノ學歷年齢別員數

(イ) 各學歷區分ニ該當セザル者ハ其ノ他ノ欄ニ記載スルコト但シ其ノ數ガ多數ニ上ルトキハ適

宜區分シテ記載スルコト

(ロ) 年齢ハ數ヘ年ニ依リ記載スルコト

(ハ) 本表ハ過去一年間ニ於テ爲シタル昇給許可申請ニ際シ之ヲ提出シタルコトアルトキ又ハ昇

給該當者數ガ全社員數ノ五分ノ一以下ナルトキハ提出スルニ及バズ

第十一條關係

二二八八三

(1) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十一號様式(賞與期間(變更)届書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト

(6) 役員及社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(7) 會社ノ定メタル賞與期間及支給期

各曆年中最初ニ支給期ノ到來スル期間ヲ第一期トスルコト

(8) 變更前ノ賞與期間及支給期

賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノノ外ハ記載スルニ及バズ

(9) 備考

(イ) 賞與期間ノ變更ヲ爲サントスルモノニ在リテハ變更ノ事由ヲ記載スルコト

(ロ) 支給スベキ賞與金ノ計算方法ニ特別ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコト

(10) 賞與期間届書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、賞與期間變更届書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

第十二號様式(社員賞與支給方法承認申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(5)ニ依リ記載スルコト

(6) 管理方法

支給後ノ管理ノ方法ヲ記載スルコト

第十三號様式(社員賞與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

第十一條關係

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 不要許可限度
  - (イ) 施行規則第二十一條ノ限度  
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
  - (ロ) 施行規則第二十四條第一項第一號ノ限度當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ二分ノ一ニ相當スル金額ヲ記載スルコト
- (ハ) 算出ノ基礎  
不要許可限度計算ノ手續ヲ記載スルコト
- (9) 申請額  
支給セントスル賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額ヲ記載スルコト  
ト但シ第二十四條第一項第一號ニ掲グル方法ヲ以テ支給スルモノアルトキハ其ノ金額ヲ内

書スルコト

(10) 當該事業年度ノ貯蓄ノ方法

貯蓄セシムル金額ノ支給方法及其ノ管理方法ヲ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十四號様式(社員賞與經費支出許可申請書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 役員數、社員數  
最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト
- (8) 令第二十一條ノ限度  
當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ノ四分ノ三ニ相當スル金額ヲ記載スルコト

(9) 限度超過類

當該賞與期間ノ賞與ト令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トノ合計金額中令第二十一條ノ限度ヲ超過スル金額ヲ記載スルコト

(10) 經費トシテ經理セントスル額

限度超過額中經費支出ヲ爲サントスル金額ヲ記載スルコト

(11) 經費トシテ經理スルノ要アル事由

限度超過額ヲ經費トシテ經理スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト

(12) 當該賞與期間及其ノ前二賞與期間ノ賞與手當ノ經理ノ方法

(イ) 手當

令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ノ當該賞與期間ニ於ケル支給總額ヲ記載スルコト

(ロ) 基本給料

當該賞與期間中ニ於ケル基本給料支給總額ヲ記載スルコト

(ハ) 同上金額中經費トシテ經理シタル金額

當該賞與期間ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ノ豫定ヲ記載スルコト

(13) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度及其ノ前二事業年度

(イ) 平均拂込資本金

第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト

(ロ) 利益率、留保率

第一號様式記載心得(13)及(14)ニ依リ記載スルコト

(ハ) 賞與手當ヲ經費トシテ經理セントスル事業年度ニ付テハ許可アリタルモノト假定シタル場合ニ於ケル豫定ヲ記載スルコト

(14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十五號様式(社員臨時給與支給許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 支給ノ條件

第十一條關係

- 支給ヲ受クベキ者ノ範圍ニ關スル基準ヲ記載スルコト
- (8) 支給額ノ決定方法
  - 各受給者ノ受クベキ臨時ノ給與ノ金額ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 受給者ノ勤務場所
  - 事務所、工場、事業場等勤務ノ場所ヲ限リ臨時ノ給與ヲ支給スル場合ニ於テ其ノ場所ノ種類及名稱ヲ記載スルコト
- (10) 受給者ト同一場所ニ勤務スル社員數
  - 前號ニ該當スル場合ニ於テ申請當時ノ同一場所勤務社員數ヲ記載スルコト
- (11) 會社ノ社員數
  - 申請ノ當時ニ於ケル社員總數ヲ記載スルコト
- (12) 申請ノ月ノ前月以前一年間ニ受給者ニ支給シタル賞與手當ノ合計額
  - 算入スベキ手當ハ令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當トスルコト
- (13) 支給ノ事由
  - (イ) 臨時ノ給與ヲ支給スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上之ヲ添附スルコト
  - (ロ) 同一事由ニ依リ役員又ハ勞務者ニ臨時ノ給與ヲ支給スルトキハ其ノ旨附記スルコト

(追八) 四〇四

(追八) 四〇五

- (14) 支給ノ方法及支出科目
    - (イ) 現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別及經費トシテ支出スルカ利益金處分ニ依リ支出スルカ積立金ヨリ支出スルカ等ノ別ヲ記載スルコト
    - (ロ) 臨時ノ給與ヲ支給センガ爲既往事業年度ニ於テ積立金、引當金等ヲ留保シアル場合ハ當該積立金、引當金等ノ名稱及金額ヲ記載スルコト
  - (15) 既往ニ於ケル臨時給與支給ノ有無
    - (イ) 許可ヲ受ケテ支給セントスル臨時ノ給與ト同様ノ事由ニ依リ既往ニ於テ支給シタルモノヲ記載スルコト
    - (ロ) 基本給料月額
      - 當該臨時ノ給與ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シ當該支給月ノ前月ニ於テ支給シタル基本給料月額ヲ記載スルコト
  - (16) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第十六號様式(役員雜給與準則)報認申請書記載心得  
制定變更許可申請
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號

- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 雜給與ノ種類  
外國在勤手當其ノ他役員雜給與ノ種類ヲ記載スルコト
- (8) 受給資格又ハ支給ノ條件  
支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト
- (9) 金額、數量又ハ割合  
金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト
- (10) 制定又ハ變更スルノ要アル事由  
令第二十五條ノ規定ニ依リ役員雜給與ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更スルノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ
- (11) 報告又ハ申請ノ時ノ受給人員

(追八) 四〇六

(追八) 四〇七

第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該役員雜給與ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト尙役員中支給ヲ受ケザル者アルトキハ其ノ員數ヲ備考欄ニ記載スルコト

(12) 役員雜給與準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則承認申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、役員雜給與準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

第十七號様式(社員手當準則<sup>報</sup>承認<sup>申</sup>請書)記載心得  
制定變更許可申請

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

第十一條關係



(7)社員數

最近ノ現在ニ於ケル員數ヲ記載スルコト

(8)手當ノ種類

(イ)手當ノ種類ハ令第二十條各號ノ區分ニ依リ第一號手當、第二號手當等ノ如ク區分スルコト

(ロ)令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ハ之ヲ朱書スルコト

(9)手當ノ名稱

(イ)令第二十條各號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱ヲ記載スルコト

(ロ)令第二十條第四號又ハ第二十條第一號乃至第三號ニ掲グル手當ニ對シ會社ガ附シタル名稱

ハ之ヲ朱書スルコト

(10)支給ノ條件

支給ノ有無又ハ支給ノ金額、數量若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(11)金額、數量又ハ割合

金錢ニ依リ支給スル場合ニ於テハ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載シ、現物ヲ以テ

支給スル場合ニ於テハ其ノ數量及見積價額ヲ記載スルコト

(12)制定又ハ變更スルノ要アル事由

令第二十五條ノ規定ニ依リ令第二十條各號ニ掲グル手當ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サント

(追八) 四〇八

(追十三) 四二二

スル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ

(13)報告又ハ申請ノ時ノ受給人員

第二十八條ノ規定ニ依ル報告書若ハ第二十九條ノ規定ニ依ル承認申請書提出ノ時ニ於テ當

該手當ノ支給ヲ受ケ居ル員數又ハ第三十條ノ規定ニ依ル許可申請書提出ノ時ニ於テ當該手

當ノ支給ヲ受クベキ員數ヲ記載スルコト

(14)社員手當準則報告書ナルトキハ「承認申請」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定

許可申請書ナルトキハ「報告」「制定變更許可申請」ヲ抹消シ、社員手當準則制定又ハ變更許可

申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

(15)令第二十條第四號ニ掲グル手當ノ準則ニ關スル申請書ナルトキハ左記事項ヲ別紙ニ記載ノ上

之ヲ添付スルコト但シ當該準則ニ依リ支給スル手當ガ扶養家族一人ニ付月三圓以下ナル會社

ハ(イ)乃至(ハ)ノ事項ヲ記載スルヲ以テ足ル

(イ)申請ノ時ノ受給者ノ扶養家族數

(ロ)準則ノ承認又ハ制定許可申請書ナル場合ニ於テハ當該準則ニ依ル一月分ノ支給總額(申

請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)

(ハ)準則ノ變更許可申請書ナル場合ニ於テハ變更前ノ準則ニ依ル一月分ノ支給總額及變更ニ

因リ増加支給ト爲ルベキ一月分ノ總金額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)  
(ニ)當該準則ニ依ル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヨリ  
家族手當ガ扶養家族一人ニ付月三圓ナル場合ニ於ケル一月分ノ支給總額(申請ノ月ノ前月  
ノ扶養家族數ヲ基準トスルコト)ヲ控除シタル金額及其ノ財源ノ捻出方法例(ハ)經營ノ簡  
素化ニ依ル一般經費ノ節減其ノ他機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ經費ノ節減又  
ハ利益金處分ニ依ル社外流出金ノ減額等

(ホ)最近二賞與期間ニ於ケル賞與支給總額(令第二十條各號ニ掲グル手當以外ノ手當ヲ含ム)  
ノ基本給料支給總額ニ對スル割合

(ヘ)原價計算ヲ實施シ居ル會社ニ在リテハ最近四事業年度ニ付事業年度毎ノ總原價ニ對スル  
令第十七條ノ社員給與總額(入營、召集、徵用又ハ休職中ノ社員ニ支給シタル給與ヲ除ク以  
下同ジ)ノ割合、其ノ他ノ會社ニ在リテハ最近四事業年度ニ付事業年度毎ノ總支出ニ對ス  
ル令第十七條ノ社員給與總額ノ割合

(16)本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十八號様式(社員退職金準則承認申請書記載心得  
制定變更許可申請

- (1)會社ノ本店ノ所在場所
- (2)商號

(3)資本金

(4)代表者氏名

(5)會社ノ營ム主タル事業

(6)工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7)受給者ノ資格

社員ノ資格ニ依リ社員退職金ノ支給條件ヲ異ニスルトキハ其ノ資格ノ別ヲ記載スルコト

(8)支給ノ條件

社員退職金支給ノ有無又ハ其ノ金額若ハ割合ノ多寡ヲ決定スル基準ヲ記載スルコト

(9)金額又ハ割合

退職金ノ金額又ハ金額決定ノ基準タル割合ヲ記載スルコト

(10)支給ノ方法

(イ)一時金、年金、分割拂等ノ別及現金ヲ以テ支給スルカ其ノ他ノ方法ニ依ルカノ別ヲ記載ス  
ルコト

(ロ)在職中ノ社員ニ對シ退職金ニ相當スル金額ヲ前拂スルモノニ付テハ前拂ノ方法及前拂金ノ  
保管方法ヲ記載スルコト

第十一條關係

(11) 制定又ハ變更スルノ要アル事由

令第二十五條ノ規定ニ依リ社員退職金ノ準則ノ制定又ハ變更ヲ爲サントスル會社ハ其ノ制定又ハ變更ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト其ノ他ノ會社ニ在リテハ記載スルニ及バズ

(12) 社員退職金準則報告書ナルトキハ「承認申請」制定變更許可申請「ヲ抹消シ、社員退職金準則承認申請書ナルトキハ「報告」制定變更許可申請「ヲ抹消シ、社員退職金準則制定又ハ變更許可申請書ナルトキハ夫々不要文字ヲ抹消スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第十九號様式(機密費等基準月額報告書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 昭和十六年九月十六日以前最終ニ決算確定シタルニ事業年度ノ實績

(通十三) 四二七

(通十三) 四二七

(イ) 昭和十六年九月十六日以前決算確定シタル事業年度ニ以上ナキ會社ニ在リテハ一事業年度ノ實績ヲ記載スルコト

(ロ) 機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト

(8) 基準月額

第三十一條第一項ノ基準月額ヲ記載スルコト

(9) 基準月額算出ノ基礎

第三十條第一項ノ基準月額計算ノ手續ヲ記載スルコト

(10) 支店、工場等及其ノ所在地

支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト

(11) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十號様式(機密費等基準月額承認申請書)記載心得

増額許可申請書

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1乃至6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 會社ノ經歷  
最近三年間ニ於ケル資本ノ増加又ハ減少、合併等ヲ簡記スルコト
- (8) 申請基準月額  
承認ヲ受ケントスル基準月額又ハ増額ノ許可ヲ受ケテ新ニ定メントスル基準月額ヲ記載スルコト
- (9) 申請當時ノ基準月額  
基準月額ノ承認申請ナルトキハ記載スルニ及バズ
- (10) 申請ノ事由  
當該金額ヲ基準月額ト爲スノ要アル事由又ハ基準月額ヲ増額スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添付スルコト
- (11) 支店、工場等及其ノ所在地  
支店、工場、事業場等ニ付特ニ機密費等ノ支出ヲ要スル場合ニ於テ其ノ支店、工場、事業

- 場等ノ中主ナルモノヲ記載スルコト
  - (12) 合併前ノ各會社ノ合併前最終ノ事業年度  
イ) 申請ノ日ニ屬スル事業年度又ハ其ノ直前ノ事業年度ニ於テ爲サレタル合併ニ付記載スルコト  
ロ) 基準月額ナキ會社ニ在リテハ機密費等ノ支出ノ實蹟ヲ記載スルコト
  - (13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト
- 第二十一號様式(機密費等基準月額超過支出許可申請書)記載心得
- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
  - (2) 商號
  - (3) 資本金
  - (4) 代表者氏名
  - (5) 會社ノ營ム主タル事業
  - (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1乃至6)ニ依リ記載スルコト
  - (7) 申請額  
當該事業年度ニ於テ支出セントスル機密費等ノ合計金額ヲ記載スルコト

(8) 不要許可額

基準月額ニ當該事業年度ノ月數(曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グ)ヲ乘ジテ得ベキ金額ヲ記載スルコト

(9) 同上算出ノ基礎

不要許可額計算ノ手續ヲ記載スルコト

(10) 申請額ノ内譯

機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費等ノ區分不明ナルトキハ適宜之ヲ區分シテ記載スルコト

(11) 申請ノ事由

不要許可額ヲ超エテ機密費等ヲ支出スルノ要アル事由ノ要點ヲ記載シ詳細ハ別紙ニ記載ノ上添附スルコト

(12) 利益率

第一號様式記載心得(13)ニ依リ記載スルコト

(13) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十二號様式(寄附金等支出豫定額(變更)報告書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 支出豫定額中主ナルモノ

寄附金等ノ支出先ノ豫定アルモノノ主ナルモノニ付記載スルコト

(8) 豫定額ノ屬スル事業年度

報告セントスル支出豫定額ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト

(9) 寄附ヲ爲スノ要アル事由

イ) 寄附先別ニ寄附金等ヲ爲スノ要アル事由ヲ記載スルコト

(10) 報告ノ日ノ屬スル事業年度

ロ) 數事業年度ニ分割シテ支出スルモノアルトキハ其ノ總額及支出濟額等ヲ附記スルコト

イ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ヲ記載スルコト

ロ) 報告書提出ノ日ノ屬スル事業年度ガ豫定額ノ屬スル事業年度ト同一ナル場合ハ記載スルニ

及バズ

(11) 其ノ他

資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上スルモノヲ記載スルコト

(12) 其ノ他參考事項

第三十四條ノ二第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額ノ變更報告ナルトキハ合併ニ因リ解散シタル會社ノ商號又ハ名稱、本店又ハ主タル事務所ノ所在場所並ニ合併直前ニ於ケル資本金及拂込資本金ヲ記載スルコト  
寄附金等支出豫定額報告書ナルトキハ(變更)ヲ抹消シ、寄附金等支出豫定額變更報告書ナルトキハ括弧ヲ抹消スルコト

(14) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十三號様式(寄附金等豫定超過支出許可申請書)記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 申請額

支出ノ屬スル事業年度ニ於テ支出セントスル寄附金等ノ合計金額ヲ記載スルコト

(8) 不要許可額

第三十四條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金等ノ豫定額又ハ同條

第二項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ寄附金等ノ變更豫定額ヲ記載スルコト

(9) 寄附金ノ種類

第三十四條ノ二第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定シタル金額ヲ超エテ支出セントスル寄附金等又ハ同條第一項若ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際豫定セザリシ寄附金等ニ付テハ一件毎ニ之ヲ記載シ其ノ他ノ寄附金等ニ付テハ一括シテ之ヲ記載スルコト

(10) 豫定額

第三十四條ノ二第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル寄附金等ノ豫定額報告ノ際ノ豫定額ヲ記載スルコト

(11) 其ノ他

第十一條關係

資産中假勘定ニ計上スルモノ其ノ他資産ニ計上スルモノヲ記載スルコト

(12) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十四號様式(株式取得許可申請書)記載心得

一 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「處分」ヲ、株式處分許可申請書ノ場合ニハ「取得」ヲ各抹消スルコト

二 取得セントスル株式ニ關スル事項

(1) 「銘柄」ハ何々株式會社株式ノ如ク記載スルコト、同一會社ノ株式ニシテ拂込金額ヲ異ニスルニ種類以上ノ株式アル場合ニ於テハ舊株、第一新株、第二新株等ノ區分ヲ記載シ優先株、後配株アル場合ハ優先株、普通株又ハ後配株ノ區分ヲ記載スルコト

(2) 「取得ノ價額」ハ取得又ハ處分セントスル總株式ノ賣却又ハ買入價額ヲ記載スルコト、價額不明ナルモノハ大體ノ豫想價額ヲ記載シ價額ノ表示困難ナルモノニ付テハ其ノ旨ヲ記載スルコト

(3) 「株式總數ニ對スル割合」ハ取得又ハ處分セントスル株式ノ當該株式ヲ發行スル會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト

(4) 「會社ノ記帳價額」ハ株式ヲ處分セントスル場合ニ於テ當該株式ノ最近ニ於ケル帳簿價額ヲ記載スルコト

(追十三)

四三四

(追十三)

四三五

(5) 「取得ノ方法」ハ仲介者ヲ經テ買入又ハ賣却スルモノナリヤ、又其ノ仲介者ノ住所氏名、設立セラルル會社ノ株式ニ應券スルモノナリヤ、關係會社ヨリ又ハ關係會社ニ對シ肩替リスルモノナリヤ、株主ニ對シ割當ツルモノナリヤ、又其ノ割當ノ方法等ヲ記載スルコト

三 讓受先ニ關スル事項

(6) 株式取得許可申請書ナル場合ハ「讓渡先」ヲ、株式處分許可申請書ナル場合ニハ「讓受先」ヲ各抹消スルコト

不特定ノ者若ハ多數ノ者ニ對シ株式ヲ讓渡スル場合又ハ不特定ノ者若ハ多數ノ者ヨリ株式ヲ讓受クル場合ニ於テハ本欄ノ記載ヲ要セザルコト

(7) 「申請者トノ關係」ハ申請者ト讓渡先又ハ讓受先トノ資本關係、役員關係、取引關係等ノ關係ヲ記載スルコト

四 取得セントスル株式ヲ發行スル會社ニ關スル事項

(8) 「申請者ノ所有株式數及所有率」ハ當該會社ノ株式中現ニ申請會社ノ所有スル株式數及其ノ當該會社ノ總株式數ニ對スル割合ヲ記載スルコト

(9) 「申請者トノ關係」ハ當該會社ト申請會社トノ資本關係、役員關係、取引關係、最近ニ於ケル取引高等ヲ記載スルコト

(10) 「主たる事業」ハ會社ノ定款ノ目的如何ニ拘ラズ會社ガ現ニ營ミツツアル主たる事業ヲ記載

第十一條關係

スルコト

(11) 「生産高又ハ賣上高」ハ最近ニ終了シタル事業年度ニ於ケルモノヲ記載スルコト

五 株式取得ニ要スル資金ノ調達方法

株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途

(12) 株式取得許可申請書ノ場合ニハ「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ヲ、株式處分許可申

請書ノ場合ニハ「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ヲ各抹消スルコト

「株式取得ニ要スル資金ノ調達方法」ハ株式取得ニ要スル資金ヲ増資、株金拂込等ニ依ルモノナリヤ及増資、株金拂込等ノ金額並ニ之ニ關スル臨時資金調整法其ノ他ノ法令ニ依ル許可ノ有無、許可ノ年月日、借入金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額、借入先、擔保ノ有無、利率其ノ他ノ條件、手許餘裕金ニ依ルモノナリヤ及其ノ金額ヲ記載スルコト

「株式處分ニ因リテ得タル資金ノ使途」ハ株式處分ニ依ル代リ金ヲ借入金ノ返済、運轉資金ノ補充、固定設備ノ新設、擴張、銀行預金、他ノ有價證券等ニ投資スルモノナリヤ及其ノ金額、事業設備ノ新設、擴張等ニ必要ナル資金ニ充ツルモノナルトキハ事業設備ノ新設、擴張ノ概要並ニ許可ノ有無、借入金ヲ返済スル場合ニハ借入金ノ返済先及金額、運轉資金補充ノ場合ハ運轉資産(原材料、製品、半製品等)ノ現在高、借入金總額ト運轉資金トノ割合、他ノ投資ニ充ツルモノナル場合ハ其ノ金額、投資ノ種類、有價證券ノ明細等ヲ記載スルコト

六 申請ニ關スル事項

(13) 「事業ノ概要」ハ會社ノ現ニ營ミツアル主タル事業ノ種類、主要生産品名、最近事業年度

ニ於ケル生産高、販賣高、主要販賣先、主要設備ノ概要、其ノ他會社ノ營ム事業ノ種類及

規模ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト

(14) 「所有株式總額」ハ單ニ金額(會社ノ帳簿價額)ノミヲ記載スルコト

(15) 所有株數ノ現在高ハ最近ノ殘高ニ依ルコト

(16) 「子會社」ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配權ヲ有スル會社ヲ謂ヒ「親會社」

ハ資本關係、役員關係等ニ依リ實質上會社ガ支配ヲ受クル會社ヲ謂フ

七 其ノ他參考事項

(17) 外國株式ノ取得又ハ處分ナルトキハ外貨證券取得ニ關スル爲替管理法上ノ許可ノ有無ヲ記載スルコト

載スルコト

(18) 其ノ他許可ニ關シ調査上ノ參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト

八 記載事項ナキモノ又ハ記載困難ナルモノハ其ノ欄ヲ斜線ニ依リテ抹消スルコト

九 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十五號様式

特許權取得  
營業權處分許可申請書  
記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト

第十一條關係



二 取得セントスル無體財産權

(1)「種類」ハ特許權、鑛業權又ハ漁業權ノ内容ヲ表示スル名稱、種類ヲ記載スルコト  
(2)「無體財産權」ノ内容ハ如何ナル方法ニ依リ如何ナル製品ヲ製造スル特許權ナリヤ、鑛業權ノ設定地域、埋藏鑛物ノ種類及推定鑛量、現在ノ出產量等ヲ詳細ニ記載スルコト

三 無體財産權ノ取得ニ伴フ事業計畫ノ大要

(3)特許權、鑛業權等ヲ取得スルコトニ依リ實施スベキ事業計畫ニ付主要事業設備ノ大要、主要生産品名及生産高、原材料入手ノ方法並ニ事業收支ノ豫算等事業計畫ノ大要ヲ知ルニ足ル事項ノ概要ヲ記載スルコト

四 其ノ他參考事項

(4)外國ヨリ特許權ヲ買入レントスル場合ニハ買入先ノ國別、爲替管理法上ノ許可ノ有無、支拂ノ方法等ヲ記載スルコト

(5)無體財産權ヲ處分セントスル場合ニ於テ無體財産權ノ處分ニ伴ヒ之ト同時ニ事業設備ヲ處分スルモノナルトキハ處分スベキ主要事業設備等ヲ記載スルコト

五 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十六號様式(資金借入許可申請書)記載心得

一 一般ノ記載方法ニ付テハ第二十四號様式記載心得ニ準ズルコト

二 借入ニ關スル事項

(1) 金融機關ヨリノ資金ノ借入ニ付許可ヲ申請スルモノナル場合ニ於テハ「借入先ノ氏名又ハ名稱」ノ欄ニ何々銀行何々支店ノ如ク營業所名ヲ記載シ、「借入ノ方法」ノ欄ニ證書貸付、手形貸付又ハ當座貸越契約ニ依ル旨ヲ記載シ、當座貸越契約ニ依ル場合ニ於テハ「借入金額」ノ欄ニ極度金額ヲ記載スルコト

(2) 數口ニ互リ借入ヲ爲ス場合ニハ「借入金額」ノ欄ニ借入總額ヲ、「借入ノ方法」ノ欄ニ數口ニ互リ借入ルル旨及其ノ毎回ノ借入ノ豫定額ヲ記載スルコト

(3)「返済ノ時期及返済ノ方法」ニハ返済資金ノ調達ニ關スル見込ヲモ記載スルコト  
(4)擔保其ノ他ノ條件ナキ場合ハ「擔保其ノ他ノ條件」ノ欄ニ「無シ」ト記載スルコト

三 借入金ノ使途

(5)借入金ヲ以テ事業設備ノ新設、擴張等ヲ爲サントスルトキハ其ノ事業計畫ノ大要、所要資金ノ總額並ニ資金ノ調達方法、主要生産品名及豫想生産高等ノ大要ヲ記載スルコト

(6)資金ガ借入金ノ返済ニ充當セラルルモノナル場合ニ於テハ返済先及其ノ金額等ヲ記載スルコト

(7)運轉資金ニ充當スルモノナル場合ニハ單ニ其ノ旨ヲ表示スルコト

(8)借入金ニ依リ有價證券ヲ取得セントスルモノナル場合ニハ取得セントスル有價證券ノ銘

第十一條關係

柄、數量、取得價額等ヲ記載スルコト

四 借入先ニ關スル事項

(9) 金融機關ヨリ借入ヲ爲サントスルモノナル場合ニ於テハ本欄ハ全部斜線ニ依リテ抹消スルコト

五 申請者ニ關スル事項

(10) 「資産及資本構成」ノ欄中

(イ) 「固定資産」ハ土地、建物、機械、輸送設備、什器等ヲ謂ヒ、建設勘定等ノ未働資産アルトキハ其ノ額ヲ之ニ加算シ特ニ其ノ旨内書スルコト

(ロ) 「流動資産」ハ會社ノ資産中「固定資産」以外ノモノヲ謂ヒ、「投資資産」ハ所有有價證券、關係會社ニ對スル貸付金及預金現金ノ合計金額ヲ謂フコト

(ハ) 「株主資本」ハ最終ノ貸借對照表ニ於ケル拂込資本金ト諸積立金トノ合計金額ヲ謂ヒ、「外部資本」ハ最終ノ貸借對照表ノ貸方ニ於ケル其ノ他ノ科目(當期利益金ヲ含マズ)ノ合計金額ヲ謂フコト

(11) 「借入金ノ總額」ハ借入金ト支拂手形トノ殘高ノ合計金額ニ依ルコト但シ假受金其ノ他ノ名義ニ依リ實質上關係會社等ヨリ資金ノ借入ヲ爲シ居ルモノニ付テハ之ヲ加算シ特ニ其ノ額ヲ内書スルコト

(第十三) 四四〇

(第十四) 四四一

(12) 「金融機關」トハ銀行、信託會社、保險會社、商工組合中央金庫、産業組合中央金庫ヲ謂フ

六 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト

第二十七號様式(會社概況報告書甲) 記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 役員其ノ他從業者數

最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(8) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(9) 最近三年間ニ於ケル資本金異動

公稱資本金ノ増加又ハ減少、其ノ年月、金額及其ノ事由ヲ記載スルコト

第十一條關係

(10) 主タル株主二十名

(イ) 報告ノ時ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 最大ノ株主、出資者又ハ基金醸出者ヨリ順次二十名ニ付記載スルコト

(ハ) 氏名

合名會社、合資會社及有限會社ニ在リテハ社員名ヲ、株式合資會社ニ在リテハ株主及社員ノ氏名ヲ、相互會社ニ在リテハ基金醸出者ノ氏名ヲ記載スルコト

(ニ) 株式數

合名會社及合資會社ニ在リテハ出資金ヲ、株式合資會社ニ在リテハ出資金及株式拂込金額ヲ、有限會社ニ在リテハ出資ノ口數ヲ、相互會社ニ在リテハ醸出シタル基金額ヲ記載スルコト

第二十八號様式(會社概況報告書(乙))記載心得

(1) 會社ノ本店ノ所在場所

(2) 商號

(3) 資本金

(4) 代表者氏名

(5) 會社ノ營ム主タル事業

(追十三)

四四二

(追十三)

四四三

(6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無

夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト

(7) 役員其ノ他從業者數

最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(8) 支拂給與

(イ) 最近ノ現在ニ依リ記載スルコト

(ロ) 報酬、給料、賃金月額

最近ノ一月分ヲ記載スルコト

(ハ) 手當及賞與年額

過去一年間ニ支給シタル實蹟ヲ記載スルモノトシ手當中金錢以外ノモノニ依ル給與アルトキハ其ノ見積價額ヲ内書スルコト

(9) 囑託者等

令第九條第二號ニ該當スル者ニ付記載スルコト

(10) 主タル株主二十名

第二十七號様式記載心得(10)ニ依リ記載スルコト

第二十九號様式(旅費規程報告書)記載心得

第十一條關係

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 資格  
役員、社員其ノ他資格又ハ階級ニ依リ支給スベキ旅費ニ差等アルトキハ其ノ區別ニ依リ記載スルコト
- (8) 地方別ニ日當、宿泊料ヲ定ムル場合ノ明細  
關東州、滿洲國、支那ニ於ケル旅費其ノ他ノ外國旅費ニ關シ定アルトキハ之ヲ別紙ニ記載スルコト
- (9) 其ノ他參考事項  
旅費規程ノ大部分ニ互ル變更ヲ爲シタルニ因リ其ノ變更後ノ旅費規程ヲ報告スルモノナルトキハ其ノ旨及其ノ變更事由ヲ記載スルコト

(10) 本様式ニ依リ難キトキハ別紙ニ記載スルコト  
第二十號様式(會社經理狀況報告書)記載心得

- (1) 會社ノ本店ノ所在場所
- (2) 商號
- (3) 資本金
- (4) 代表者氏名
- (5) 會社ノ營ム主タル事業
- (6) 工場又ハ事業場ニ付陸軍又ハ海軍ノ管理ヲ受クルノ有無  
夫々第一號様式記載心得(1)乃至(6)ニ依リ記載スルコト
- (7) 主タル株主十名  
第二十七號様式記載心得(10)ニ準ジ記載スルコト但シ株主名簿ヲ添附シ之ニ代フルコトヲ得
- 第三十一號様式(自己資本計算書)記載心得  
(1) 自己資本計算書  
第一號様式記載心得(16)乃至(18)ニ依リ記載スルコト
- 第三十二號様式(利益配當金及給與狀況調書)記載心得  
(1) 利益配當金

- (イ) 平均拂込資本金  
第一號様式記載心得(12)ニ依リ記載スルコト
- (ロ) 当期利益金  
第一號様式記載心得(13)ノ利益金ヲ記載スルコト
- (ハ) 配當金以外ノ社外流出金  
配當金以外ニ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ記載スルコト
- (ニ) 社内留保金  
第一號様式記載心得(13)ノ利益金ヨリ利益金處分ニ依リ社外ニ流出シタル金額ヲ控除シタル金額ヲ記載スルコト
- (ホ) 一號配當率  
令第三條第一項第一號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ヘ) 二號配當率  
令第三條第一項第二號ノ配當率ヲ記載スルコト
- (ト) 固定資産償却金  
會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト

(追十三)

四四六

(追十三)

四四七

(チ) 税金引當金

會社ニ於テ計算シタル金額ヲ記載シ利益金處分ニ依ルモノハ之ヲ括弧内ニ内書(全額利益金處分ニ依ルモノナルトキハ全額括弧内ニ記載)スルコト

(2) 役員、社員其ノ他從業者數

當該事業年度中ノ日割平均人員ヲ記載スルコト

(3) 社員給與

役員ニシテ社員ヲ兼務シ社員トシテノ給與ヲ受ケ居ル者ニ付テハ給與總額及内譯欄ニ夫々其ノ金額ヲ内書スルコト

(4) 不要許可額

令第十二條第一號ノ最高報酬額ヲ記載スルコト

(5) 法定賞與額

第七條ノ規定ニ依ル純益金ニ第八條ノ率ヲ乘ジテ得タル金額ヲ記載スルコト

(6) 令第十三條第二項ノ金額

令第十三條第一項各號ノ一ニ掲グル場合ニ該當スルトキ其ノ金額ヲ記載スルコト

(7) 同上算出ノ基礎

右ノ計算ノ手續ヲ記載スルコト

第十一條關係

(8) 報酬許可額

當該事業年度ノ役員報酬ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト

(9) 賞與許可額

當該事業年度ノ役員賞與ノ支給ニ付許可ヲ受ケタルトキハ其ノ許可額ヲ記載スルコト

(10) 純益金計算

會社ノ決算上ノ利益金ニ第七條第二項又ハ第三項ニ掲グル項目ヲ加減シテ純益金ノ計算ヲ示スコト

(11) 賞與期間

(イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與ノ屬スル賞與期間ヲ記載スルコト

(ロ) 賞與期間一以上アルトキハ之ヲ區分シテ記載スルコト

(12) 賞與金

(イ) 當該事業年度中ニ支給シタル賞與金ヲ記載スルコト

(ロ) 支給回数二回以上アルトキハ各支給毎ニ區分シテ記載スルコト

(13) 令第二十一條ノ限度超過額

第二十四條第一項第二號ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額又ハ令第二十一條第二項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケテ支給シタル金額ハ夫々區分シテ記載スルコト

(14) 昇給

(イ) 昇給月日

當該事業年度中ノ昇給月日ヲ記載スルコト

(ロ) 昇給額

基本給料月額ノ昇給額ヲ記載スルコト但シ許可ヲ受ケテ昇給シタル場合ハ許可ヲ受ケタル部分ヲ區分シテ記載スルコト

(ハ) 基本給料積算額

各昇給者ノ當該昇給直前ノ基本給料月額ニ各昇給者ノ直前ノ昇給日(初メテ昇給シタル者ニ付テハ採用ノ日)後當該昇給日迄ニ經過シタル月數ノ十二分ノ一ヲ乘ジテ得タル金額ノ合計額ヲ記載スルコト

(ニ) 令第十九條第二項各號ノ昇給ニ付テハ記載セザルコト

第三十三號様式(特殊支出調書)記載心得

(1) 基準月額

令第二十九條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ報告シ、承認ヲ受ケ、増額シ又ハ減額シタル基準月額ヲ記載スルコト

(2) 基準月額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジテ得ベキ金額

第十一條關係

月數ハ曆ニ從ヒ計算シ一月未滿ノ端數ヲ生ジタルトキハ之ヲ一月ニ切上グルコト

(3) 備考  
當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條第五項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト

(4) 其ノ他  
資産中假勘定ニ計上シタルモノ其ノ他資産ニ計上シタルモノヲ記載スルコト

(5) 寄附金支出豫定報告額

令第二十九條ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告シタル當該事業年度ノ豫定額ヲ記載スルコト

(6) 備考  
當該事業年度ノ支出ニ付令第二十九條ノ二第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ旨記載スルコト

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

會社經理統制令施行規則第三十一條第一項各號ニ掲グル施設ノ範圍左ノ通定ム

(昭和十五年十二月四日) 內閣告示第十七號

一 法令ニ定アル施設

(一) 健康保險法、職員健康保險法又ハ船員保險法ニ依ル事業主又ハ船舶所有者ノ保險料負擔

(二) 退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ノ積立

(三) 團體郵便年金規則第一條ノ團體郵便年金掛金ノ補助(每事業年度ニ付年金受取人タル從業者ニ對シ當該事業年度間ニ支拂フ基本給料及賃金ノ總額ノ十二分一ヲ超エザルモノニ限ル)

(四) 青年學校ノ設置及維持ニ關スル費用ノ負擔

二 保健衛生施設

勞務者ノ保健衛生ヲ目的トスル左ノ施設ニシテ其ノ規模又ハ經費各左ノ限度ヲ超エザルモノニ限ル

(一) 運動場

會社が常時使用する勞務者數	敷地面積	建設費 (一坪當)	初度調辦費 (一坪當)	維持管理費 (一坪當年額)
千人以下ナルトキ	勞務者一人當一坪	五圓	五圓	〇・五圓

第十一條關係

千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ	千坪ニ勞務者千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・七坪ヲ加算シタル面積	五	五	〇・五
五千人ヲ超ユルトキ	三千八百坪ニ勞務者五千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・四坪ヲ加算シタル面積	五	五	〇・五

(二) 病院其ノ他ノ診療所

會社ガ常時使用スル勞務者數	敷地面積	建(延坪)積	建築物(一坪當)費	初度調辨費	維持管理費(年一人當額)
五百人以下ナルトキ		六〇坪	三五〇圓	二〇、〇〇〇圓	四圓
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		九〇	三五〇	二五、〇〇〇	四
千人ヲ超エ二千以下ナルトキ		一五〇	三五〇	三〇、〇〇〇	四
二千ヲ超エ五千以下ナルトキ	建坪ノ三倍トス	七五〇	三五〇	一〇五、〇〇〇	四

(追五) 三七六

五千人ヲ超エ一萬人以下ナルトキ	一、三〇〇	三五〇	一六八、〇〇〇	四
一萬人ヲ超ユルトキ	千三百坪ニ勞務者一萬人以上千人又ハ其ノ端數ヲ増加スル毎ニ百二十坪ヲ加算シタル面積	三五〇	十六萬八千圓ニ勞務者一萬人以上千人又ハ其ノ端數ヲ増加スル毎ニ一萬二千元ヲ加算シタル金額	四

(追五) 三七七

(三) 炊事場

常時給食スル勞務者數	敷地面積	建(延坪)積	建築物(一坪當)費	初度調辨費	維持管理費及給食費(年一人當額)
三百人以下ナルトキ		二坪	二五〇圓	一〇、〇〇〇圓	五〇圓
三百人ヲ超エ五百人以下ナルトキ		二坪	二五〇	二五、〇〇〇	五〇
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		二坪	二五〇	三〇、〇〇〇	五〇

第十一條關係

一三三ノ一四三

一三三ノ一四二



千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ	建坪ノ二倍ス	百二十坪ニ勞務者千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・〇三坪ヲ加算シタル面積	二五〇	七〇、〇〇〇	五〇
五千人ヲ超ユルトキ		二百四十坪ニ勞務者五千人以上一人ヲ増加スル毎ニ〇・〇一坪ヲ加算シタル面積	二五〇	八〇、〇〇〇	五〇

二三ノ一四四

(四) 浴場

會社が常時使用する勞務者數	敷地	建	建築物	初度調辨費	維持管理費(一人當年額)
五十人以下ナルトキ		面積(延坪)	建築費(一坪當)		
五十人ヲ超エ百人以下ナルトキ		八坪	三〇〇圓	二、二〇〇圓	八圓
百人ヲ超エ五百人以下ナルトキ		一四	三〇〇	三、七〇〇	七

(進五) 三七八

百人ヲ超エ三百人以下ナルトキ	建坪ノ二倍ス				
三百人ヲ超エ五百人以下ナルトキ		三五	三〇〇	六、八〇〇	五
五百人ヲ超エ千人以下ナルトキ		六〇	三〇〇	一、〇〇〇	五
千人ヲ超エ五千人以下ナルトキ		一、二〇	三〇〇	一六、〇〇〇	四
五千人ヲ超ユルトキ		六〇〇	三〇〇	二五、〇〇〇	三
		一、二〇〇	三〇〇	三五、〇〇〇	三

(進五) 三七九

(五) 寄宿舍

常時收容スル勞務者數	敷地	建	建築物	初度調辨費(建物一坪當)	維持管理費及給食費(一人當年額)
二十人以下ナルトキ		面積(延坪)	建築費(一坪當)		
二十人ヲ超エ四十人以下ナルトキ		六〇坪	二五〇圓	八〇圓	五四圓
		一二〇	二五〇	八〇	五四

第十一條關係

二三ノ一四五

四十人ヲ超エ二百二十人以下ナルトキ	三十人ヲ超エ二百人以下ナルトキ	二百人ヲ超エ四百人以下ナルトキ	四百人ヲ超エ千人以下ナルトキ	千人ヲ超ユルトキ
(六) 保育所				
建坪ノ二倍ノ面積				
三六〇	六〇〇	一、二〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
七〇	七〇	七〇	六〇	六〇
五四	五四	五四	五四	五四

二三ノ一四六

十人以下ナルトキ	十人以上ナルトキ	二十人以上ナルトキ	五十人以上ナルトキ	百人ヲ超ユルトキ
(六) 保育所				
常時收容スル乳幼児數				
面積				
建物				
一五坪	二五〇圓	二五〇圓	二五〇圓	二五〇圓
五〇圓	五〇圓	五〇圓	五〇圓	五〇圓
四三圓	四三圓	四三圓	四三圓	四三圓

(追五) 三八〇

十人ヲ超エ二十人以下ナルトキ	二十人ヲ超エ五十人以下ナルトキ	五十人ヲ超エ百人以下ナルトキ	百人ヲ超ユルトキ
建坪ノ四倍ノ面積			
三五〇	七五	一五〇	一五〇
二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
五〇	五〇	五〇	五〇
四三	四三	四三	四三

(追五) 三八一

備考

- 一 本表ハ工場事業場毎ニ之ヲ適用スルモノトス
- 二 運動場又ハ建物ノ建設ニ要スル經費及初度調辨費ノ支出ガ二事業年度以上ニ亘ル場合ニ於テハ其ノ總額ニ付本表ヲ適用スルモノトス
- 三 本表ニ掲グル施設ヲ有スル會社ガ同種ノ施設ヲ新ニ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ敷地又ハ建物ノ面積ハ本表ニ依リ算出シタル面積ヨリ既存施設ノ敷地又ハ建物ノ面積ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トシ其ノ初度調辨費ハ本表ニ依リ算出シタル金額ヨリ既存設備

第十一條關係

二三ノ一四七

ノ見積價格ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ限度トス

四 運動場ノ建設費ハ整地、地面裝備並ニ附屬建物及工作物ノ建設ニ要スル經費トス

五 建物ノ建築費ハ主體ノ建築費並ニ門、柵其ノ他ノ附屬工作物及給水、排水、電氣、瓦斯ノ附帶設備ニ要スル經費トス但シ病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ右ノ外消毒設備、淨化設備及汚物焼却設備ヲ包含スルモノトス

六 建物ノ敷地ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ハ本表ニ掲ゲル施設ノ經費トシテ取扱フモノトス

七 建物ノ全部又ハ一部ヲ購入スル場合ニ於テハ其ノ購入費ニ増改築其ノ他新ニ支出シタル經費ヲ加算シタルモノニ付本表ノ建築費ノ限度ヲ適用スルモノトス

八 初度調辦費ハ施設ノ種類ニ從ヒ左ノ經費トス

(一) 運動場ニ付テハ陸上競技、籠球、排球、野球、庭球、蹴球及相撲ノ設備並ニ鐵棒、跳箱、平行棒及肋木ノ設置ニ要スル經費トス

(二) 病院其ノ他ノ診療所ニ付テハ寢臺、エツクス線裝置、診療器具雜器具及煖房裝置ニ要スル經費トス

(三) 炊事場ニ付テハ汽罐、煙突、精米機、炊飯機、鍋釜、調理器具、冷蔵庫、食器、食器消毒機、運搬器具其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス

(追五) 三八二

(追五) 三八三

(四) 浴場ニ付テハ汽罐、煙突、桶、體量計其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス

(五) 寄宿舎ニ付テハ寢具、机、椅子其ノ他ノ備品ニ要スル經費及附屬炊事場又ハ浴場ニ要スル初度調辦費トス

(六) 保育所ニ付テハ机、椅子、玩具、樂器其ノ他ノ備品ニ要スル經費トス

(七) 維持管理費ハ水道電氣及瓦斯ノ料金、石炭等消耗品ノ購入並ニ諸修繕其ノ他當該施設ノ維持管理ニ要スル經費トス但シ維持管理ニ從事スル專務ノ職員アルトキハ之ニ要スル經費、敷地又ハ建物ガ賃借ニ係ルモノナルトキハ其ノ地代(運動場ニ付テハ坪三圓、其ノ他ノ敷地ニ付テハ坪六圓ヲ限度トス)又ハ家賃ヲ本表ノ金額ニ加算スルモノトス

會社經理審查委員會官制

(昭和十五年十月二十一日  
勅令第六百八十二號)

第一條 會社經理審查委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ會社經理統制令第三十九條ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員十四人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク關係各廳判任官ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

(追五) 三八四

(追五) 三八五

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

利益配當審查委員會官制及職員給與臨時措置調査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

資金融通審査委員會官制

(昭和十五年十一月九日  
勅令第七百四十五號)

第一條 資金融通審査委員會ハ大藏大臣ノ監督ニ屬シ銀行等資金運用令第七條第二項及第十二條

第七項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

委員會ハ前項ノ外大藏大臣ノ諮問ニ應ジテ銀行等資金運用令第七條ノ命令ニ依ル融通金又ハ同

條ノ命令ニ依リ應募、引受若ハ買入ヲ爲シタル有價證券ニ付必要ナル事項ヲ調査審議ス

第二條 委員會ハ會長一人及委員十二人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三條 會長ハ大藏次官ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 委員及臨時委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

- 一 關係各廳高等官
  - 二 日本銀行副總裁
  - 三 日本興業銀行總裁及副總裁
  - 四 學識經驗アル者
- 前項ノ委員ハ第二號及第三號ニ掲グル者ヲ除クノ外大藏大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命  
ズ

(追五) 三八六

(追八) 四三七

第五條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ大藏大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第六條 委員會ニ幹事ヲ置ク大藏大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、日本銀行職員及日本興業銀

行職員ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第七條 委員會ニ書記ヲ置ク大藏部内判任官及日本興業銀行職員ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年勅令第二百九十一號資金融通審査委員會官制ハ之ヲ廢止ス

銀行等資金運用令

(昭和十五年十月十九日)  
勅令第六百八十一號

改正 昭和十六年七月十五日第七百十二號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル銀行、信託會社、保險會社、產業組合中央金庫、商工組合中央金庫、北海道府縣又ハ樺太ヲ區域トスル信用組合聯合會、朝鮮金融組合聯合會、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社(以下金融機關ト總稱ス)及有價證券引受業法ノ證券引受會社(以下證券引受會社ト稱ス)竝ニ金融機關又ハ證券引受會社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ賣買若ハ其ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下ビルブローカート稱ス)ニ對スル資金ノ運用及銀行ニ對スル債務ノ引受又ハ債務ノ保證ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣資金ノ運用ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ金融機關ニ對シ資金ノ運用ニ關スル計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ運用方法ヲ指定スルコトヲ得

第三條 金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金以外ノ資金ニシテ命令ノ定ムルモノノ貸付ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ爲シ又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

(進八) 四三八

(進八) 四三九

第四條 證券引受會社又ハビルブローカー命令ノ定ムル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第五條 第三條及前條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

第六條 主務大臣第三條及第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲スニ付必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ資金ノ貸付若ハ手形ノ割引ヲ受ケ又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲サントスル者ヨリ必要ナル事項ニ關スル報告ヲ徵スルコトヲ得

第七條 大藏大臣生産力擴充資金其ノ他時局ニ緊要ナル資金ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ銀行ニ對シ資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受又ハ債務ノ保證ヲ命ズルコトヲ得

大藏大臣前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ資金融通審査委員會ノ議ヲ經ベシ  
資金融通審査委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八條 政府ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因リ銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ銀行ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

前項ノ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

第十一條關係

第九條 前條第一項ノ規定ニ依リ政府ガ銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十條 大藏大臣ハ銀行ガ第七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ資金ノ融通、債務ノ引受又ハ債務ノ保證ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ融通、引受又ハ保證ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ資金ノ融通ヲ受ケタル者又ハ債務ヲ引受ケラレ若ハ債務ヲ保證セラレタル債務者ヨリ其ノ業務ニ關スル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

第十一條 本令ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社、證券引受會社及ビルブローカーニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ニ付テハ拓務大臣トス 商工大臣保險會社ニ對シ又ハ拓務大臣東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社若ハ南洋拓殖株式會社ニ對シ第二條ノ命令若ハ指定又ハ第三條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

シ

第十二條 第一條、第三條、第四條及第六條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

第二條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル金融機關ニ付テハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス但シ朝鮮銀行、臺灣銀行及臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條、第八條及第十條中大藏大臣トアルハ朝鮮ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ朝鮮總督トス但シ朝鮮銀行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ

第七條第二項ノ規定ハ第三項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

朝鮮總督第七條第一項ノ命令ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

大藏大臣前項ノ協議ヲ受ケタルトキハ其ノ協議ヲ受ケタル事項ニ付資金融通審査委員會ノ議ヲ經ベシ

朝鮮總督第八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ヲ定メントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附則

第十一條關係

第十三條 本令ハ第三條乃至第六條ノ規定ヲ除キ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス

第三條乃至第六條ノ規定ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 會社利益配當及資金融通令第十二條第一項ノ規定ニ依ル日本興業銀行ニ對スル資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ハ本令第七條第一項ノ規定ニ依リ爲シタル資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ハ本令第七條第一項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做シ同令第十三條第二項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定メタル損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ日本興業銀行ニ付本令第八條第二項ノ規定ニ依リ定メタルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 銀行等資金運用令施行規則

昭和十五年十一月二十二日  
大藏農林省 令 第一號  
拓務工商

改正 昭和十六年十一月七日第一號

第一條 本令ニ於テ流動資金トハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル資金以外ノ資金ヲ謂フ

本令ニ於テ運轉資金トハ流動資金中商品又ハ原材料ノ仕入、運賃、諸給與、配當金又ハ税金ノ支拂其ノ他事業ノ運営上通常必要ナル用途ニ使用セラルト認ムル資金ヲ謂フ

本令ニ於テ貸付トハ證書貸付及手形貸付ヲ謂フ

本令ニ於テ貸出トハ貸付、手形ノ割引及當座貸越ヲ謂フ

本令ニ於テ半期トハ四月ヨリ九月ニ至ル期間及十月ヨリ翌年三月ニ至ル期間ヲ謂フ

本令ニ於テ基準貸付殘高トハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル運轉資金最高貸付殘高二相當スル金額ヲ謂フ

本令ニ於テ基準貸付積數金額トハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル運轉資金貸付積數金額ニ相當スル金額ヲ謂フ

本令ニ於テ基準割引殘高トハ前年相當半期中ノ當該手形割引先ニ對スル最高手形割引殘高二相當スル金額ヲ謂フ

第十一條關係



第二條 大藏大臣銀行等資金運用令(以下單ニ令ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リビルブローカーノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第三條 主務大臣ハ令第二條ノ規定ニ依リ金融機關ニ對シ其ノ資金ノ一部ノ運用ニ付左ノ各號ニ掲グル方法ヲ指定スルコトヲ得

- 一 大藏省預金部ヘノ預入
- 二 國債又ハ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付政府ノ保證アル債券ノ應募、引受又ハ買入

第四條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ運轉資金貸付殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該貸付先ニ對スル運轉資金貸付殘高ガ基準貸付殘高ヲ超エ又ハ當該貸付先ニ對スル當該半期中ノ運轉資金貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準貸付殘高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ運轉資金貸付殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

貸付中償還期限ヲ經過シタルモノアルトキハ貸付積數金額ハ當該貸付ガ當該半期末迄償還ナキモノトシテ之ヲ計算スルコトヲ要ス

貸付中償還期限ヲ經過シタルモノアルニ因リ運轉資金貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超過セル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ翌年相當半期ニ於ケル基準貸付積數金額ノ計算上之ヲ算入セズ

金融機關、證券引受會社又ハビルブローカーハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ基準貸付殘高若ハ基準貸付積數金額ヲ設定若ハ増額シ又ハ一ノ營業所若ハ事務所ニ於ケル基準貸付殘高若ハ基準貸付積數金額ノ全部若ハ一部ヲ他ノ營業所若ハ事務所ニ移轉スルコトヲ得

第五條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー運轉資金以外ノ流動資金ニ付一件三萬圓以上ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用途ニ使用セラルト認ムル資金ノ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル法人ノ第一回ノ株金又ハ出資金ノ拂込
- 二 設立若ハ資本増加ニ付行政官廳ノ認可、許可又ハ免許ヲ受ケタル法人ノ第一回ノ株金又ハ出資金ノ拂込
- 三 株金拂込ノ催告ニ付行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケタル法人ノ當該株金ノ拂込
- 四 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケテ爲ス有價證券、特許權、鑛業權又ハ漁業權ノ取得

第六條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ手形割引殘高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該手形割引先ニ對スル手形割引殘高ガ基準割引殘高ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準割引殘高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ手形割引殘高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

金融機關、證券引受會社又ハビルブローカーハ主務大臣ノ許可ヲ受ケ基準割引殘高ヲ設定若ハ増額シ又ハ一ノ營業所若ハ事務所ニ於ケル基準割引殘高ノ全部若ハ一部ヲ他ノ營業所若ハ事務所ニ移轉スルコトヲ得

第七條 金融機關新ニ當座貸越契約ヲ爲シ又ハ當座貸越契約ノ極度金額ヲ増額セントスル場合ニ於テ一營業所又ハ一事業所ニ於ケル一人ニ對スル當座貸越契約ノ極度金額ノ合計額ガ三萬圓ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第八條 第四條乃至前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資金ニ付貸付、手形ノ割引又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲ス場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

- 一 行政官廳ノ認可、許可又ハ限度ノ指定ヲ受ケ借入ルル資金
- 二 行政官廳ノ命令ニ依リ融通スル資金
- 三 政府資金ノ融通決定アリタル者ニ對シ融通スル當該政府資金
- 四 預金、貯金、定期積金其ノ他之ニ準ズルモノヲ擔保トシテ融通スル資金
- 五 コール資金(翌日モノ、無條件モノ及七日以内据置ノ短期融通金ヲ謂フ)
- 六 金融機關ニ對シ融通スル資金
- 七 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、市町村組合、市町村内ノ區、市町村學校組合、町村學校組合及學區ニ對シ融通スル資金
- 八 前各號ニ掲グルモノノ外主務大臣ノ指定スル資金

前項第一號乃至第五號及第八號ニ該當スル資金ニ付爲シタル貸付若ハ手形割引ノ金額又ハ當座貸越契約ノ極度金額ハ運轉資金貸付殘高、運轉資金貸付積數金額、基準貸付殘高、基準貸付積數金額、手形割引殘高、基準割引殘高又ハ當座貸越契約ノ極度金額ノ計算上之ヲ算入セズ

第九條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー運轉資金ノ貸付又ハ手形ノ割引ヲ爲スヲ緊要ト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受クル暇ナシト認ムルトキハ十日間ヲ限り第四條又ハ第六條ノ規定ニ拘ラズ貸出ヲ爲スコトヲ得

第六條ノ規定ニ依リ爲シタル貸出ノ金額ハ翌年相當半期ニ於ケル基準貸付殘高、基準貸付積數金額又ハ基準割引殘高ノ計算上之ヲ算入セズ

第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ金融機關、證券引受會社又ハビルブローカーニ對シ基準貸付殘高、基準貸付積數金額、基準割引殘高又ハ當座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 證券引受會社又ハビルブローカー事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル一件三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第十二條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー第四條乃至第七條及前條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスルトキハ左ノ各號ニ掲グル様式ニ依ル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條關係

- 一 第四條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第一號様式
- 二 第四條第四項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第二號様式
- 三 第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第三號様式
- 四 第六條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第四號様式
- 五 第六條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第五號様式
- 六 第七條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第六號様式
- 七 第十一條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ別表第七號様式

本令ニ依リ提出スベキ許可申請書ニハ借主ガ會社ナルトキハ其ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書並ニ最近ニ於ケル資産及負債ニ關スル試算表ヲ添附スベシ

第十三條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー第九條ノ規定ニ依リ貸出ヲ爲シタルトキハ其ノ都度別表第八號様式ニ依ル報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

第十四條 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー三月、六月、九月及十二月ノ各月末現在ニ於テ一營業所又ハ一事務所ノ一人ニ對スル貸出合計殘高二十萬圓以上ニ及ブ貸出先アルトキハ營業所又ハ事務所毎ニ取纏メ翌月二十日迄ニ別表第九號様式ニ依ル報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

第十五條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ許可申請書又ハ報告書ニ關シ別段ノ指示ヲ爲スコトヲ得

附則

第十六條 本令ハ第一條、第四條乃至前條及第十七條乃至第十九條ノ規定ヲ除キ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條、第四條乃至前條及第十七條乃至第十九條ノ規定ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 昭和十六年九月三十日迄ハ第四條中「運轉資金貸付殘高」又ハ「運轉資金貸付積數金額」トアルハ「流動資金貸付殘高」又ハ「流動資金貸付積數金額」トシ「五萬圓」トアルハ左ニ掲グル金額トス

- 貸付先ガ拂込資本金額（拂込ミタル出資金額、株金額、出資金額及株金額ノ合計額又ハ基金額ヲ謂フ以下同ジ）三千萬圓以上ノ會社ナルトキ 三十萬圓
- 貸付先ガ拂込資本金額千萬圓以上ノ會社ナルトキ 二十萬圓
- 貸付先ガ拂込資本金額五百萬圓以上ノ會社ナルトキ 十五萬圓
- 貸付先ガ拂込資本金額五百萬圓未滿ノ會社又ハ會社以外ノモノナルトキ 十萬圓

第十一條關係

前項ノ期日迄ハ本令中「基準貸付残高」又ハ「基準貸付積數金額」トアルハ第一條第六項又ハ第七項ノ規定ニ拘ラズ夫々前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル流動資金最高貸付残高ニ相當スル金額又ハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル流動資金貸付積數金額ニ相當スル金額トス

第十八條 第四條及第六條ノ規定ノ施行期日ノ前日ニ於ケル流動資金貸付残高又ハ手形割引残高ガ基準貸付残高又ハ基準割引残高ヲ超過スルトキハ當該流動資金貸付残高又ハ手形割引残高ヲ以テ同條ノ規定ノ施行期日ノ屬スルニ半期ニ於ケル基準貸付残高又ハ基準割引残高トス

第四條ノ規定ノ施行期日ノ前日迄ニ爲シタル流動資金ノ貸付ニ對スル同條ノ規定ノ施行期日ノ屬スル半期中ノ貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超過スルトキハ當該貸付積數金額ヲ以テ當該半期ニ於ケル基準貸付積數金額トス

第十九條 金融機關ハ第七條ノ規定ノ施行期日ニ於ケル當座貸越契約ニシテ極度金額ノ定ナキモノアルトキハ昭和十六年一月三十一日迄ニ前年相當半期中ニ於ケル當座貸越最高殘高ヲ超エザル限度ニ於テ極度金額ヲ定ムベシ

別表第一號様式

銀行等資金運用令施行規則第四條第一項

第十一條關係

大臣 殿  
大臣 殿

昭和 年 月

借主	氏名、商號又ハ名稱		借業ノ概要	
	住	所		
	事業ノ種類			
貸付ニ關スル事項	種	類	貸付關スル事項(イ)	
	金	額	貸付關スル事項(ロ)	
	貸付ノ時期		年 月 日	
	償還ノ期限及方法		(ハ)	
	利	率	貸付關スル事項(ニ)	
	擔保	種		類
		數		量
	其ノ他ノ條件	價		額
		其ノ他ノ條件		
	使		途	貸出殘高
爲スル必要トシテ貸付ヲ			使用別	
限度ヲ超過シテ貸付ヲ			種類別	
			備考	

二三ノ一六九

(進五) 四〇三

日本標準規格 B4 (257×364 耗)

ノ規定ニ依ル貸付限度超過許可申請書

住所 \_\_\_\_\_  
商號又ハ名稱 \_\_\_\_\_  
及 店 舗 名 \_\_\_\_\_ (代表者) ㊤

日提出

基準貸付殘高	圓	
貸付豫定日ニ於ケル本申請分ヲ含ム貸付殘高見込額	(内 圓) 圓	
基準貸付殘高超過額(+)又ハ餘裕額(-)((ロ)-(イ))	(+) (-) 圓	
基準貸付積數金額	圓	
本半期中ニ於ケル貸付積數金額見込額	本申請分	圓
	其ノ他分	(内 圓) 圓
	計	圓
基準貸付積數金額超過額(+)又ハ餘裕額(-)((=)-(ハ))	(+) (-) 圓	
	月 日現在	前年 月 日現在
設備資金		
運轉資金		
其ノ他ノ資金		
計		
貸付		
割引手形		
當座貸越	{ 契約高 圓 貸越高 圓	{ 契約高 圓 貸越高 圓

(進五) 四〇三

二三ノ一六八



第三號様式

銀行等資金運用令施行規則第五

第十一條關係

大臣 殿  
大臣 殿

昭和 年

借主	氏名、商號又ハ稱名	借主ノ事業ノ要
	住所	
	事業ノ種類	
貸付ニ關スル事項	種類	貸付ノ理由必要ト
	金額 圓	
	貸付ノ時期	他ノ金額及調達方法ニ於テハ其 他ノ資金ト併セテ使用
	償還ノ期限及方法	
	利率	
	擔保ノ種類及數量	
價 額 圓		
其ノ他ノ條件	備 考	
使 途		

二三ノ一七三

(連五) 四〇七

日本標準規格 B4(257×364 粋)

條ノ規定ニ依ル貸付許可申請書

住 所

商號又ハ名稱 及 店 舖 名 (代表者) 印

月 日提出

資金總額	圓
法 本件借入金	圓

(連五) 四〇六

二三ノ一七二





第五號様式

銀行等資金運用令施行規則第六條第二項ノ

大臣 殿  
大臣 殿

昭和 年

第十一條關係

借主	氏名、商號又ハ名稱	借主ノ事業ノ概要	昭和 年
	住 所		
	事業ノ種類		
ハ移轉ニ關スル事項 設定、増額又 基準ノ設定、増額又	設定、増額又ハ移轉セ ントスル基準割引殘高	圓	貸出殘高
	基準割引殘高	圓	
	計	圓	
	申請前日ニ於ケル 割引殘高	圓 (内圓)	
基準ノ設定、増額又ハ移轉ヲ必要トスル理由		備考	

一三三ノ一七七

日本標準規格 B4 (257×364 耗)

設定  
規定ニ依ル基準割引殘高増額許可申請書  
移轉

住 所 \_\_\_\_\_  
商號又ハ名稱  
及 店 舗 名 \_\_\_\_\_ (代表者) 印

月 日提出

	月 日現在	前年 月 日現在
資 金	圓	圓
資 金	圓	圓
他ノ資金	圓	圓
計	圓	圓
付	圓	圓
手形	圓	圓
貸越	{ 契約高 貸越高 圓	{ 契約高 貸越高 圓

(進五) 四一

一三三ノ一七六



第七號様式

銀行等資金運用令施行規則第十一條ノ規

第十一條關係

大臣 殿  
大臣 殿

昭和 年

借主	氏名、商號又ハ名稱		借主ノ事業ノ概要	
	住 所			
	事業ノ種類			
貸付ニ關スル事項	種 類		其ノ豫算ノ概要及 事業設備ノ計畫及	
	金 額	圓		
	貸付ノ時期	年 月 日		
	償還ノ期限及方法			
	利 率			
	擔 保	種 類 數 量 價 格		圓
	其ノ他ノ條件			
貸要付トラス爲ス條件ヲ必			資金調達方法	
			備 考	

二三ノ一八一

(追五) 四一五

日本標準規格B4 (257×364 純)

定ニ依ル事業設備資金貸付許可申請書

住 所 \_\_\_\_\_  
商號又ハ名稱 \_\_\_\_\_ (代表者) 印  
及 店 舗 名 \_\_\_\_\_

月 日提出

金 總 額	圓
入金	圓
所 要 資 金	圓
調 達 方 法	本件借
1	
2	
3	

(追五) 四一四

二三ノ一八〇

第八號様式

銀行等資金運用令施行規則第十

第十一條關係

大臣 殿  
大臣 殿

昭和 年

借主	氏名、商號又ハ名稱	
	住 所	
	事業ノ種類	
貸出ニ關スル事項	種 類	
	金 額	圓
	貸出ノ時期	年 月 日
	償還ノ期限	年 月 日
	利 率	
	擔保其ノ他ノ條件	
貸出ヲ爲スヲ緊要ト認メタル理由	使 途	

一三三ノ一八三

(追五) 四一七

日本標準規格B4(257×364 粘)

三條ノ規定ニ依ル貸出報告書

住 所

商號又ハ名稱及店鋪名

(代表者)

㊤

月 日提出

借業主ノ概要		
貸出スル高ニ關スル事項	(イ) 基準貸付又ハ割引残高	圓
	(ロ) 本貸出日ニ於ケル貸付又ハ割引残高	圓
	基準残高超過額(+)又ハ餘裕額(-)((ロ)-(イ))	{+} {-} 圓
	基準残高超過日數	
貸付積數ニ關スル事項	(ハ) 基準貸付積數金額	圓
	(ニ) 本半期中ニ於ケル貸付積數金額	圓
	基準積數金額超過額(+)又ハ餘裕額(-)((ニ)-(ハ))	{+} {-} 圓
備 考		

(追五) 四一六

一三三ノ一八二



第一號様式記載心得

- 一 「借主」ノ欄中「事業ノ種類」ノ欄ニハ臨時資金調整法ニ基ク事業資金調整標準ニ從ヒ事業ノ業別及細目別ヲ記載シ之ニ依リ明瞭ナラザルトキハ(例ヘバ「其ノ他」ノ業別又ハ細目別ニ屬スルトキ)ハ更ニ具體的業種ヲ附記スルコト
- 二 「貸付ニ關スル事項」ノ欄中
  - (イ) 「種類」ノ欄ニハ證書貸付及手形貸付ノ別ヲ記載スルコト
  - (ロ) 「其ノ他ノ條件」ノ欄ニハ保證人、見返擔保其ノ他貸付ノ條件ニ付其ノ要領ヲ記載スルコト
  - (ハ) 「使途」ノ欄ニハ商品又ハ原材料ノ仕入、運賃、諸給與、配當金又ハ税金ノ支拂等ト記載スルコト
- 三 「借主ノ事業ノ概要」ノ欄ニハ資本金額又ハ出資金額、主要生産品名又ハ販賣品名、生産高又ハ賣上高其ノ他事業ノ概要ヲ知ルニ足ル事項ヲ記載スルコト
- 四 「貸付殘高ニ關スル事項」ノ欄中(ロ)貸付豫定日ニ於ケル本申請分ヲ含ム貸付殘高見込額ノ欄ニハ本申請日現在ノ貸付殘高ニ貸付豫定日迄ニ貸付又ハ償還セラルベキ見込ノ貸付金ヲ加算又ハ控除シタル金額ヲ記載シ貸付見込ノモノニシテ既ニ許可申請中ノモノハ之ヲ内書スルコト

(追五) 四二〇

(追五) 四二一

- 五 「貸付積數金額ニ關スル事項」ノ欄(ニ)本半期中ニ於ケル貸付積數金額見込額ノ欄中「其ノ他分」ニハ期首ヨリ本申請日迄ニ存シタル貸付金ニ對スル本半期中ノ貸付積數金額及本貸付ノ貸付豫定日迄ニ貸付クル見込ノ貸付金(本申請分ヲ除ク)ニ對スル本半期中ノ貸付積數金額見込額ノ合計額ヲ記載シ貸付見込ノモノニシテ既ニ許可申請中ノモノハ之ヲ内書スルコト
  - 六 「貸出殘高」ノ欄ニハ最近ニ於ケル貸出殘高及前年同日又ハ之ニ近接セル日ニ於ケル貸出殘高ヲ記載スルコト
  - 七 「備考」ノ欄ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト
    - (イ) 借主ガ他ニ取引スル金融機關アルトキハ其ノ商號又ハ名稱及店舖名
    - (ロ) 借主ニ對スル今後本半期末迄ノ貸付増減見込
    - (ハ) 借主ガ會社ナルトキハ其ノ資本金額及拂込資本金額
    - (ニ) 其ノ他參考トナルベキ事項
  - 八 本様式各欄ニ記載シ難キトキハ別紙ニ記載スルコト(右方餘白ハ使用セザルコト)
- 第二號様式記載心得
- 一 「基準ノ設定、増額又ハ移轉ニ關スル事項」ノ欄ノ記載ニ付テハ基準貸付殘高又ハ基準貸付積數金額ノ移轉許可申請ノ場合ニ於テハ左記ニ依ルコト

(イ) 「基準貸付残高」又ハ「基準貸付積數金額」ノ欄ニハ移轉ヲ受ケントスル店舗ニ於テ現ニ存スル基準貸付残高又ハ基準貸付積數金額ヲ記載スルコト

(ロ) 「申請前日ニ於ケル貸付残高」又ハ「申請前日迄ノ貸付ニ對スル本半期中ノ貸付積數金額」ノ欄ニハ移轉ヲ受ケントスル店舗ノ分ヲ記載スルコト但シ基準ノ移轉ト共ニ貸付ノ引繼ヲ爲ス場合ニ於テハ移轉ヲ受ケントスル店舗ノ分ト引繼ヲ受ケントスル當該貸付分トヲ合計シテ記載シ且其ノ引繼ヲ受ケントスル當該貸付分ハ之ヲ内書スルコト

二 「基準ノ設定、増額又ハ移轉ヲ必要トスル理由」ノ欄ニハ基準ノ設定又ハ増額ノ許可申請ノ場合ニ於テハ今後本半期末迄ニ貸付ヲ必要トスベキ資金ノ使途別金額、此等ノ資金ヲ借主ニ於テ必要トスル事情等ヲ詳細ニ記載シ基準ノ移轉ノ許可申請ノ場合ニ於テハ借主ガ基準ノ移轉ヲ必要トスルニ至リタル事情等ヲ詳細ニ記載スルコト

三 「貸出残高」ノ欄ニハ基準ノ移轉ノ許可申請ノ場合ニ於テハ移轉ヲ受ケントスル店舗貸出金ニ付記載スルコト

四 「備考」ノ欄ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

(イ) 基準貸付残高ノ設定又ハ増額ノ許可申請ノ場合ニ於テハ貸付残高五萬圓又ハ基準貸付残高ヲ超エテ貸付ヲ爲サントスル時期

(ロ) 基準貸付積數金額ノ設定又ハ増額ノ許可申請ノ場合ニ於テハ

(進五) 四二二

(進五) 四二二

(1) 設定又ハ増額セントスル基準貸付積數金額算出ノ基礎

(2) 最初ニ貸付ヲ爲サントスル時期又ハ基準貸付積數金額ヲ超エテ貸付ヲ爲サントスル時期

(ハ) 基準貸付残高又ハ基準貸付積數金額移轉ノ許可申請ノ場合ニ於テハ

(1) 移轉ヲ爲サントスル時期

(2) 移轉セントスル店舗ニ移轉後殘存スベキ基準貸付残高及基準貸付積數金額

(3) 移轉セントスル店舗ノ申請前日ニ於ケル貸付残高及申請前日迄ノ貸付ニ對スル本半期中ノ貸付積數金額但シ基準ノ移轉ト共ニ貸付ノ引繼ヲ爲ストキハ引繼ガントスル當該貸付分ヲ夫々控除シタル金額

五 許可申請書ノ件名ニ付テハ「貸付残高」、「貸付積數金額」、「設定」、「増額」、「移轉」ノ文字中必要ナルモノ以外ハ之ヲ抹消スルコト

六 移轉ニ關スル許可申請書ハ移轉ヲ受ケントスル、店舗及移轉セントスル店舗ノ各代表者之ニ署名シ移轉ヲ受ケントスル店舗ヨリ之ヲ提出スルコト

七 其ノ他第一號様式記載心得一、三、六、七ノ(イ)、(ハ)及(ニ)並ニ八ニ準ズ

第三號様式記載心得

一 「貸付ニ關スル事項」ノ欄中「使途」ノ欄ニハ株式ノ買入、株金又ハ出資金ノ拂込、事業設備

第十一條關係

ニ屬セザル不動産、鑛業權、特許權等ノ取得、寄附金ノ支拂、資金ノ融通、舊債ノ償還等使途ヲ示シ且其ノ内譯ヲ詳細ニ記載スルコト

- 二 其ノ他第一號様式記載心得一、二ノ(イ)及(ロ)、三、七ノ(イ)、(ハ)及(ニ)竝ニ八ニ準ズ
- 三 昭和十六年九月三十日迄ハ基準貸付殘高又ハ基準貸付積數金額ヲ超エテ貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ第一號様式中ノ「貸付殘高ニ關スル事項」及「貸付積數金額ニ關スル事項」ノ欄ニ掲グル事項ヲ「備考」ノ欄ニ記載スルコト

第四號様式記載心得

- 一 「手形割引ニ關スル事項」ノ欄中「種類」ノ欄ニハ商業手形、荷付爲替手形等ノ別ヲ記載スルコト
- 二 其ノ他第一號様式記載心得一、二ノ(ハ)、三、四、六、七及八ニ準ズ

第五號様式記載心得

第二號様式記載心得ニ準ズ

第六號様式記載心得

- 一 「契約ニ關スル事項」ノ欄中「申請日ニ於ケル極度金額」ノ欄ニハ二箇以上ノ當座貸越契約アル場合ニ於テハ其ノ極度金額ノ合計額ヲ記載スルコト
- 二 許可申請書ノ件名ニ付テハ「契約」、「極度金額増額」ノ文字中必要ナルモノ以外ハ之ヲ抹消

(建五) 四二四

(建九) 三七五

スルコト

- 三 第一號様式記載心得一、二ノ(ロ)、三、六、七ノ(イ)、(ハ)及(ニ)竝ニ八ニ準ズ

第七號様式記載心得

- 一 「事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ概要」ノ欄ニハ當該貸付金ヲ使用スル事業設備ノ計畫及其ノ豫算ニ付土地、建物、機械器具、其ノ他ノ裝置及附屬設備等ニ區分シ其ノ概要ヲ記載スルコト
- 二 其ノ他第一號様式記載心得一、二ノ(イ)及(ロ)、三、七ノ(イ)、(ハ)及(ニ)竝ニ八ニ準ズ

第八號様式記載心得

- 一 「貸出ニ關スル事項」ノ欄中「種類」ノ欄ニハ手形貸付、證書貸付及割引手形ノ別ヲ記載スルコト
- 二 「貸出ヲ爲スヲ緊要ト認メタル理由」ノ欄ニハ借主ノ資金ノ用途等ニ顧ミ貸付又ハ手形ノ割引ヲ爲スヲ緊要ト認メタル理由ヲ詳細ニ記載スルコト
- 三 「貸付積數金額ニ關スル事項」ノ欄中「本半期中ニ於ケル貸付積數金額」ノ欄ニハ期首ヨリ本貸付ノ日迄ニ存シタル貸付金(本貸付ヲ含ム)ニ對スル本半期中ノ貸付積數金額ヲ記載スルコト
- 四 「備考」ノ欄ニハ本貸出ノ償還期到來ノ際採ルベキ措置其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載ス

第十一條關係

二二三ノ一九一



ルコト

五 其ノ他第一號様式記載心得一、二ノ(ロ)及(ハ)、三、七ノ(ハ)竝ニ八ニ準ズ  
第九號様式記載心得

- 一 「貸出金額」ノ欄「當座貸越」ノ欄中「合計」、「貸出金額ノ對前季末比較」及「貸出金額ノ對前年同季末比較」ノ項ニハ契約極度金額ヲ朱書ヲ以テ附記スルコト
- 二 「貸出金額ノ對前季末比較」及「貸出金額ノ對前年同季末比較」ニ「季末」トアルハ第十四條ノ三月、六月、九月及十二月ノ各月末ヲ謂フ
- 三 其ノ他第一號様式記載心得一、七ノ(ニ)及八ニ準ズ

銀行等資金運用令第一條ノ規定ニ依リビルブローカー左ノ通指定ス

(昭和十五年十二月二十九日  
大藏省告示第四百九十四號)

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| 東京市麴町區丸ノ内壹丁目貳番地貳   | 柳田ビルブローカー株式會社 |
| 東京市日本橋區通壹丁目五番地     | 三富ビルブローカー株式會社 |
| 東京市日本橋區通壹丁目五番地壹    | 早川ビルブローカー株式會社 |
| 東京市日本橋區通貳丁目壹番地     | 山根ビルブローカー株式會社 |
| 東京市日本橋區通貳丁目壹番地     | 竹村ビルブローカー株式會社 |
| 東京市日本橋區通貳丁目壹番地     | 株式會社第一ビルブローカー |
| 東京市日本橋區通貳丁目貳番地ノ六   | 藤田ビルブローカー     |
| 大阪市東區高麗橋貳丁目貳拾七番地ノ貳 | 株式會社上田商店      |
| 大阪市東區伏見町參丁目九番地     | 奥山ビルブローカー株式會社 |

銀行等資金運用令施行規則第八條第一項第八號ノ規定ニ依リ左ノ資金ヲ指定シ本日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年十一月七日  
大藏省 農林省 工商省 拓務省  
告示第一號

改正 昭和十七年九月二十三日第一號

- 一 軍需手形ノ割引ニ依リ融通スル資金 軍需手形トハ株式會社日本興業銀行ヲ支拂入トシ軍ヨリ註文ヲ受ケタル軍需會社其ノ他ノ者ノ振出シタル爲替手形ニシテ同銀行ガ國家總動員法第十條ノ規定ニ依ル債務引受命令ニ基キ引受ヲ爲シタルモノヲ謂フ
- 二 輸出不能ニ因ル損失補償制度ニ基キ買取機關ニ對シ融通スル買取資金
- 三 會計規則等戰時特例第八條ノ規定ニ依リ支出官又ハ出納官吏ノ保證シタル手形ノ割引ニ依リ融通スル資金

(通十二) 二二八

(通十二) 二二九

會社所有株式評價臨時措置令

(昭和十六年八月三十日  
勅令第八百三十三號)

改正 昭和十七年八月二十六日第六三七號

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム)第十一條ノ規定ニ基ク會社ノ經理ニ關スル命令ノ中財産目錄ニ記載スル株式ノ價額ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ每事業年度決算期ニ於テ其ノ所有株式ノ價額ヲ財産目錄ニ記載スルニ際シ他ノ法令ニ拘ラズ左ノ各號ノ規定ニ依ル價額ヲ超エザル價額ヲ附スルコトヲ得

- 一 直前事業年度ヨリ引續キ所有スル株式ニ付テハ直前事業年度末ノ財産目錄ニ記載シタル價額(以下前期帳簿價額ト稱ス)但シ當該株式ニ付當該事業年度中最終ニ決定セラレタル配當率ニ比シテ直前事業年度末前最終ニ決定セラレタル配當率ニ比シ減少シタル場合ニ於テハ其ノ減少ノ割合ニ應ジテ前期帳簿價額ヲ減額シタル額
- 二 當該事業年度ニ於テ取得シ引續キ所有スル株式ニ付テハ其ノ取得價額但シ當該株式ニ付取得後當該事業年度中最終ニ決定セラレタル配當率ガ取得前最終ニ決定セラレタル配當率ニ比シ減少シタル場合ニ於テハ其ノ減少ノ割合ニ應ジテ取得價額ヲ減額シタル額

前項第二號ノ場合ニ於テ當該會社ガ議決權ノ三分ノ一以上ヲ有スル他ノ會社若ハ當該會社ノ議

第十一條關係

一三三ノ一九五

決權ノ三分ノ一以上ヲ有スル他ノ會社又ハ會社ヲ代表スベキ者一名以上ヲ共通ニスル他ノ會社ヨリ取得シタル株式ノ取得價額ガ取得ノ時ニ於ケル當該株式ノ價格ヲ超ユルトキ、其ノ價格ヲ前項第二號ノ取得價額ト看做ス

第三條 直前事業年度ヨリ引續キ所有スル株式ニ付當該事業年度中ニ於テ株金ノ拂込アリタルトキハ前條第一項第一號ノ規定ノ適用ニ付テハ當該株式ノ前期帳簿價額ニ其ノ拂込金額ヲ加算シタル額ヲ前期帳簿價額ト看做ス

當該事業年度ニ於テ取得シ引續キ所有スル株式ニ付取得後株金ノ拂込アリタルトキハ前條第一項第二號ノ規定ノ適用ニ付テハ當該株式ノ取得價額ニ其ノ拂込金額ヲ加算シタル額ヲ取得價額ト看做ス

前條第一項第一號但書又ハ第二號但書ノ場合ニ於テ配當率ノ減少シタル後株金ノ拂込アリタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ同條第一項第一號但書又ハ第二號但書ノ規定ヲ適用シテ得タル額ニ其ノ拂込金額ヲ加算シタル額ヲ同條第一項第一號但書又ハ第二號但書ノ額ト看做ス

第四條 前二條ノ規定ニ依リ株式ノ評價ヲ爲ス場合ニ於テハ會社所有總株式ノ評價額ノ總額ハ直前事業年度ヨリ引續キ所有スル株式ノ前期帳簿價額、當該事業年度ニ於テ取得シ引續キ所有スル株式ノ取得價額及當該會社ガ此等ノ株式ニ付當該事業年度中ニ於テ拂込ミタル株金額ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ズ

(連十二)

11110

(連十二)

11111

附則

本令ハ昭和十六年八月三十日ヨリ昭和十八年八月二十九日迄ノ間ニ終了スル事業年度ニ關シ作ル財産目錄ニ付之ヲ適用ス

會社固定資産償却規則

(昭和十七年九月一日  
閣令第二十一號)

第一條 會社經理統制令(以下單ニ令ト稱ス)第三十一條ノ規定ニ依ル會社ノ固定資産ノ償却ニ關シテハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 會社ハ每事業年度其ノ固定資産ニ付標準償却額ヲ下ラザル金額ノ償却ヲ爲スベシ但シ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ償却ハ償却スベキ金額ヲ固定資産ノ帳簿價額ヨリ直接控除シテ之ヲ爲スベシ  
第一項但書ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケントスル會社ハ別表第一號様式ニ依ル許可申請書ニ當該事業年度及其ノ前二事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類(事業年度ノ中途ニ於テ許可申請書ヲ提出セントスル場合ニ於テハ當該事業年度ノ貸借對照表、損益計算書及利益金處分ニ關スル書類ニ代ヘ最近ニ於ケル總勘定元帳殘高表及當該事業年度ノ事業成績ノ見込ヲ明ニスル書類)ヲ添ヘ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第三條 本令ノ固定資産ハ財産目錄ニ記載シタル營業用ノ固定資産ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノトス

- 一 建物(建物及煖房、冷房、照明、通風等ノ建物附屬設備ヲ謂フ)
- 二 構築物(船渠、橋梁、岩壁、棧橋、軌道、貯水池、坑道等ノ土地ニ定著スル土木的設備ヲ

(連十二) 一一三三

謂フ)

三 機械及裝置(機械及裝置並ニコンベヤ、ホイスト、起重機等ノ搬送設備ヲ謂フ)

四 船舶(客船、貨物船、機帆船、艇、曳船等ノ水上運輸機關ヲ謂フ)

五 車輛及運搬具(鐵道車輛、自動車、牽引車等ノ陸上運輸機關及航空機ヲ謂フ)

六 工具、器具及備品

七 鑛業權、漁業權、水利權、特許權、實用新案權、意匠權、商標權、營業權、試驗研究費及開發費

八 內閣總理大臣ノ指定スルモノ

左ノ各號ニ掲グル固定資産ハ前項ノ規定ニ拘ラズ本令ノ固定資産ニ非ザルモノトス  
一 帳簿價額ガ殘存價額ト爲リタル固定資産

二 工作機械製造事業法第十條第一項ノ規定ニ依リ償却ヲ爲ス設備ニ屬スル固定資産

三 兵器等製造事業特別助成法第七條第一項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ償却ヲ爲ス設備ニ屬スル固定資産

四 會社ガ本令ノ固定資産ニ非ザルモノトシテ主務大臣ノ承認ヲ受ケタルモノ  
前項第四號ノ規定ニ依リ主務大臣ノ承認ヲ受ケントスル會社ハ別表第二號様式ニ依ル承認申請書ヲ主務大臣ニ提出スベシ

第十一條關係